

本日の会議に付した事件

平成29年第3回山元町議会定例会（第5日目）

平成29年9月21日（木）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第49号 山元町過疎地域自立促進計画について
- 日程第 3 議案第54号 平成29年度山元町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 4 議案第55号 平成29年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第56号 平成29年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第57号 平成29年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第58号 平成29年度山元町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第59号 平成29年度山元町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 同意第 4号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第10 同意第 5号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第11 同意第 6号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第12 同意第 7号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第13 同意第 8号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第14 同意第 9号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第15 議案第32号 山元町農業委員会の委員及び山元町農地利用最適化推進委員会の定数を定める条例について（委員長報告）
- 日程第16 認定第 1号 平成28年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第17 認定第 2号 平成28年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第18 認定第 3号 平成28年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第19 認定第 4号 平成28年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第20 認定第 5号 平成28年度山元町水道事業会計決算認定について（委員長報告）
- 日程第21 認定第 6号 平成28年度山元町下水道事業会計決算認定について（委員長報告）
- 日程第22 常任委員会委員の選任
- 日程第23 議会運営委員会委員の選任
- 日程第24 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第25 議員派遣の件

午前10時10分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成29年第3回山元町議会定例会第5日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

議長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、4番岩佐孝子君、5番伊藤貞悦君を指名します。

議長（阿部 均君）これから議長諸報告を行います。

請願、陳情の受理。陳情1件が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

長送付議案等の受理。町長から議案6件が追加送付され、これを受理したので、その写しを配布しております。

委員会審査報告書等の受理。産建教育常任委員会、決算審査特別委員会の各委員長から審査報告書、総務民生常任委員会、産建常任委員会の各委員長から所管事務報告書、3常任委員会委員長、議会運営委員会委員長から視察研修報告書と、3常任委員会委員長から閉会中の継続調査申出書が提出されたので、その写しを配布しております。

監査検査結果報告書の受理。監査委員から財政援助団体監査の結果報告書が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

議員派遣結果報告書の受理。派遣した議員から議員派遣結果報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

一部事務組合等議会の報告。亶理地区行政事務組合議会議員、宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員から報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

これで議長諸報告を終わります。

議長（阿部 均君）日程第2．議案第49号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。それでは、議案第49号山元町過疎地域自立促進計画についてご説明申し上げます。

事前に配布しております第3回議会定例会配布資料No.5、議案の概要のほうでご説明申し上げますので、お手元にご準備方お願いしたいと思います。

まず、提案理由でございますが、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、過疎地域の自立促進に向けた各種対策を、総合的かつ計画的に実施するために必要な財政上の特別措置等を活用するとともに、これにより、地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正等に影響することを目的として策定する山元町過疎地域自立促進計画について、同法第6条第1項の規定により、議会の議決を得るため提案するものでございます。

1、策定の根拠でございますが、ただいま申し上げました過疎地域自立促進特別措置法、略して過疎法と言われるものでございます。

2、過疎法で講じられている特別措置及び対象事業でございますが、特別措置といたしましては、主なものといたしまして、こちら記載ございます過疎対策事業債、いわゆる過疎債と言われるものでございまして、こちらが、事業に対する充当率が100パーセント。それから、元利償還金の7割が後年度において交付税措置される、非常に有利

な地方債となっております。こちらの記載措置が受けられるというのが最大のメリットということになるかと思えます。

そのほか、国の補助の補助率のかさ上げ等といった支援も受けられるようになるものでございます。

対象事業でございますが、こちら過疎法の規定によりまして、過疎地域自立促進市町村計画、今回ご提案申し上げます計画でございますが、こちらの計画を定める必要がございます、この計画に位置づけられた事業というものが、先ほど申し上げました特別措置の支援対象となるということでございます。

3、計画の構成及び概要でございますが、まず初めに、計画本文のほうからご説明申し上げますと、お手元のA4の縦で、山元町過疎地域自立促進計画案とございます。こちらが本編となっております。

こちらの内容につきまして簡単にご説明申し上げますと、まず、基本的な事項ということで、町の概況ですとか、人口及び産業の推移と動向、それから、行財政の状況といったものを記載してございまして、それに続きまして、過疎地域の振興に向けた基本方針、施策といったものの内容ということで、産業の振興ですとか、交通・通信体系の整備、情報化、地域間交流の促進といった分野ごとの具体的な過疎地域の振興策といったものについて記述をしているというものでございます。

1枚、議案の概要のほうをおめくりいただきたいと思えます。

本編にあわせまして、3、過疎地域自立促進計画の参考資料というものを作成しております。こちらが様式2の1と様式3の1ということで、お手元にA4の横で、過疎地域自立促進計画案ということで、1枚おめくりいただきますと、様式2の1ということで、事業計画、事業の一覧表のほうを作成してございます。

まず、参考資料の様式2の1でございますが、こちらにつきましては、本編の計画期間におきます対象事業、それから、その事業に係る経費につきまして、計画本文に掲げる分野ごとにそれぞれジャンル分けをいたしまして記載をしているというものでございます。

それから、こちらの資料2の1に続きまして、資料3の1というものも、済みません、同じくホチキスどめしちゃって大変恐縮なんですけど、数枚おめくりいただきますと、左上に様式3の1という資料もあわせて配布させていただいてございます。

こちらの、様式3の1でございますが、こちらにつきましては、先ほどご説明申し上げました様式2の1というのが計画年度、平成29年度から32年度ということになりますが、その4年間に実施する事業について記載しているものでございますが、様式3の1につきましては、こちら平成29年度、今年度の実施計画ということになってございまして、今年度の対象事業と経費につきまして、計画本文に掲げる分野ごとに記載しているほか、あわせて財源の内訳、国庫支出金ですとか、県支出金、地方債、一般財源といった財源の内訳を、こちらの資料については記載させていただいているというものでございます。

それでは、申しわけございません。たびたびお戻りいただいて恐縮ですが、議案の概要のほうにお戻りいただきたいと思えます。

4の計画期間でございますが、こちら平成29年度から平成32年度までの4年間としてございます。過疎法自体の適応期間につきましては、現在、平成28年度から始ま

っております、平成32年度までの5年間となっておりますが、本町につきましては、ことしの4月1日から新たに過疎地域に追加されたということもございまして、計画期間につきましては29年度から32年度までの4年間というふうにしてございます。

次に、5、計画策定のスケジュールでございまして、まず、ことし7月から、議会全員協議会等の場におきまして、議員の皆様へご説明をさせていただきます、それと並行して、県の過疎地域自立促進方針との整合を図る必要がありますことから、県との協議を行っております。その協議におきましては、県から数点ご意見をいただいております、それに基づきまして修正を行った上で、県から8月に同意をいただいております。今後、今回9月定例会へご提案させていただきます、議案をご可決いただいた後ということにはなりますが、県を経由いたしまして、国のほうへこちらの計画を提出いたしまして、11月には県との地方債の2次協議、今回計画のほうに記載しております事業に係る過疎債ですね、そちらのほうの起債協議を行うという予定としております。

それから、6番の計画の策定状況でございまして、こちら、先ほど簡単にご説明申し上げましたが、計画の策定に当たりましては、県が定める宮城県過疎地域自立促進方針との整合を図ることが過疎法法律上も求められております。その整合を図る必要があることから、県と協議を行っております、8月18日付で同意をいただいているという状況でございまして。

また、次年度以降でございまして、次年度以降につきましては、それぞれの年度の予算編成に当たりまして、新たな事業の追加ですとか、内容の変更といったことも今後考えられるところでございまして、したがって、今後、毎年度、こちらの計画の見直しを行いたいというふうに考えております。見直しに当たりましては、県との過疎計画の変更につきましても、法律上協議が必要であるというふうにされておりますので、県との協議を行う必要がある。それから、地方債の起債協議のスケジュールもございまして。そういったものを踏まえながら、議会、議員の皆様へのご説明を差し上げる。また、現在ですね、各行政区を訪問して実施しております町民懇談会におきましても、意見を聴取するなど、町民の皆様のご意見を反映させてまいりたいというふうに考えております。

以上が、山元町過疎地域自立促進計画の内容でございまして、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。4番岩佐孝子君の質疑を許します。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。ただいま説明をいただきましたが、第5次総合計画、震災復興計画、地域創生総合戦略、中期財政計画、公共施設等総合管理計画などとの整合性についてお尋ねいたします。どのようになっているのでしょうか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。一番、今回、町の総合計画、町の一番大もと、まちづくりの基本となるものは総合計画、現在の震災復興計画になりますけれども、もちろん、そちらの内容との整合性というものは、もちろん図っておりますし、それから、地方創生総合戦略といったものとも、内容については当然、方向性といいますか、目指すところは一緒でございまして、そういったところとの整合性というものはしっかりと図っているところでございまして。

また、お尋ねのありました中期財政見通しとの整合性ということにつきましても、今

年度も、中期財政見通しのローリング、見直しは行っているところですが、その見直しとあわせて、今回の、例えば様式2の1に掲げております各種事業、そちらにつきましても、その見直しとあわせて、各課に提出、提案いただいております、その辺りの整合というものにつきましては、しっかり図られているものというふうに考えてございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。時間のないところで作成をしていただいたなということは随所に見られますけれども、一つ確認をさせていただきます。

一つ一つの事業計画を確認していきますと、随所に納得のいかない事業が見受けられます。事業遂行、実施においては再度見直しをするのか、先ほどの説明にもありましたけれど、次年度事業以降については見直しをかけながらということだったんですが、それでよろしいのかお伺いします。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。今年度のこちらの事業計画、様式2の1、様式3の1でございまして、こちらにつきましては、先ほど申し上げました中期財政見通しのほうで見込んで大玉事業ですとか、今年度の計画につきましては、今年度の当初予算で計上している事業といったものは主に掲げてございます。そのほかの事業につきましても、計画ということで、将来を見通してある程度載せているというものもございまして、で、今後、それぞれの、来年度以降の事業につきましては、今後、当初予算等々の編成等に当たりましても、議会の皆様との議論等々させていただきながら、当然編成していくということになろうかと思っておりますので、そういった面を踏まえて実施していく。それから、あくまでも計画ということでございまして、そういったものもいろいろご意見を頂戴しながら今後実施していくということになろうかと思っております。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。今、企画財政課長からそのような説明があったんですけれども、町長に再度確認をさせていただきます。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ただいま、担当課長からご説明させていただいた方向性、内容と全く同じでございまして、どうぞご理解を賜りたいというふうに思います。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。町長の優先順位という言葉がよく出てくるんですけれども、随所に町長の公約的なもの、優先順位のものが見え隠れしている部分があるんですけれども、私は、非常にこの部分に懸念があります。24ページ、産業の振興（8）番の観光またはレクリエーション。レクリエーション施設整備事業、様式1の1の参考資料。2ページ、レクリエーション施設整備事業8億3,000万円。30年度に800万円、基本設計。31年度に1億2,200万円、用地買収。32年度、7億円、工事費。これについては、平成30年度、次年度からということで見直しということもあるんですけれども、それについて確認をさせていただきます。町長お願いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今、議員のほうからご紹介していただいた内容で計画を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。優先順位、どこにあるんでしょうか。この前お尋ねしたら、パークゴルフ。私は反対はしません。でも、優先順位があるんじゃないですか。今困っている子供たち、そして、足を、ぐるりん号の便数が減って、弱者対策をせずに、そんなところに。そんなところと言ったら申しわけないかもしれないんですけれども、弱者のところへもっと目を向け、そして次代を担う教育、福祉の分野に私はお金を注ぐべきだと思うんですが、いかがでしょうか、町長。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。お答え申し上げますが、町の運営、経営というものは、議員ご承知のとおり、産業なり交通なり、生活環境、そしてまた福祉、医療、いろんな分野に多岐にわたっているわけですので、それぞれの分野の当面する課題、そしてまた中長期的に見た課題解決に向けまして、同時並行的に進めていくべきものというふうに思います。ご懸念の福祉分野等々での当面する課題、それはまさにご指摘のとおり部分もございませぬけれども、それだけに専念するという部分も必要でございませぬけれども、先ほど来から言っているとおおり、各分野同時並行で進まざるを得ない現実がございませぬので、そういうものとの整合性、優先順位というのをしっかり見定め、そしてまた、わたくしの公約についても配慮しながらというふうな部分もございませぬので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。公約はわかります。でも、優先順位、何が本当に住民は求めているんだろうか。今後の自立をしていくため何が必要なのか。それをきちんとわきまえながらやるべきではないかというふうに私は思います。

先ほど、説明の中に、有利な過疎債という表現がありました。有利といえども住民の負担です。負の財産であり、事業については慎重に慎重に、慎重な上にまた慎重な態度をもって計画をし、実践していかなければならない、そういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。岩佐議員の考え、お立場、それはそれでおありだというふうに思いますので、岩佐議員が負の財産というふうな認識でおられるならば、それはそれでやむを得ないと思います。私は、決してそうではないというふうに思います。町民の皆様様の健康増進、コミュニティー、町外からの山元町の大きな課題でございませぬ人を呼び込む、交流人口の確保というようなことを考え合わせたときに、決して、将来に向けての投資だというようなことだろうというふうに思うところでございませぬ。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。住民の福祉向上を考え、ここに住んでよかった、安心して住める、こんな町がいいなって思える。そんなものを私はここに盛り込むべきだと思っております。それが最優先だと思います。それによって、自分たちでここで生きていこう、そういうふうな思いを伝えていくべきではないかと思ひ、私は再度確認をします。優先順位、次年度からの事業見直しをしながら、今回これを認めたからという、可決されたからといって、見直しをしないという手はありませんよね。それについて再度確認をします。町長。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今回の過疎計画ですね、これもしかりでございませぬ、先ほど来、担当課長から申し上げましたように、町の総合計画、その基本になるのは、前期、そして後期の行動計画と色々な計画がある中での位置づけ、そしてまた、取り組みというようなことになるわけですので、基本的には、そういう計画に沿って各年度、ご懸念の各分野のバランス、整合性をとりながら進めるべきものというふうに思ひます。それぞれの年度、例えば議会に……。

議長（阿部 均君）傍聴の方に申し上げます。私語は慎んでいただきたいと思ひます。余りひどい場合は退場もあり得ますので、よろしくお願ひいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。毎年度の予算というのは、例えば議会費ですね。町の職員の人件費、教育費、福祉、産業、それぞれの分野に一定の割合で配分をしながらということもございませぬので、そこの分野ごとになんという課題、なんという優先順位があるのかとい

うの一つ一つ見極めながら、トータルとして予算を執行していくよというような、これは山元町のみならず、国政も含めて、「そんなこと聞いてないよ」の声あり）議員はそういうところをおわかりでないようなので、あえて説明をさせていただいております。わかっているのであれば、私どもの進め方もどうぞ、職員の立場もあつたわけでございますので、人一倍ご理解いただけるものというふうに思います。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。町長、私も確かに職員の立場で仕事をさせていただきました。でも今は立場が違うんです。住民の方々の声を受け、付託を受けてここに立たせていただいております。何度となく職員の立場もわかります。住民の立場になって、そしてまた、付託を受けた責任を負ってここで発言をさせていただいているということを理解していただきたいと思います。それで、再度確認をいたします。計画の見直しは、今までいろんな計画をしてきました。議会が通したからといって、見直すことはほとんどありませんでした。あり得ませんでした。ここに書いてあるでしょう。見直しますと言って通してきたにもかかわらず、見直すことはほとんどありませんでした。だから再度確認してるんです。本当に見直す考えはございますか、町長。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。計画の位置づけと、最終的に議会の予算の議決、条例の議決、こういう部分での進め方があるわけでございますので、計画は計画として各年度に割り振った中で進めると。最終的には皆さんの多数決での判断があるわけでございますので、そのところをご理解いただければというふうに思います。仮に、皆さんの方のご意向が、もう少し慎重にというふうな部分があれば、そういう計画年度に割り振るということになる部分もございませうし、この際もっと早めたらいいんじゃないかというふうなご意向もあれば、そういうふうなものを踏まえての予算と計画と実行というふうな前後関係が……。

議長（阿部 均君）岩佐議員、後ろと話をしないでください。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。そういう部分で、行政が進められるわけでございますので、ここでどうかと言われれば、そういう中で必要なローリングもあり得るだろうというふうなことでございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。全会一致で可決した保育所建設早期実現に向けての議決についても、30年度ではなく前倒しをというようなことでお話をしていたにもかかわらず、こういうことが全然盛り込まれておりません。本当に見直しをかけながらやっているのか確認をしたいと思い、ここに立たせていただいております。以上です。

議長（阿部 均君）町長から答弁はよろしいですか。（「要りません」の声あり）
ほかに質疑はありませんか。

12番（青田和夫君）はい、議長。今、課長から説明がありました充当率100パーセント、元利償還金7割を措置ということで説明がありましたけれども、100パーセントというのは、復旧復興のところの100パーセントで理解していいんですか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。今回、過疎地域自立促進計画で定めている事業につきましては、復旧復興といった、そういった部分だけではなくて、広く過疎地域からの自立に向けた事業に一般に充てられるということでございますので、いわゆる、これまで町で取り組んできた復旧復興事業に当たるようなもの以外にも、そういった事業に対して充当率が100パーセントであるということで理解してございます。

12番（青田和夫君）はい、議長。充当率というのは、結局、一般財源からのやつの100パーセ

ントとか、あとは緊急防災関係のやつで100パーセントとか、あとは100パーセントというのは6項目ぐらいありますけれども、そのほかに関しては、90パーセントとか75パーセントとかのパーセンテージもあるんですけど、その辺を理解できるようにお話してください。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。充当率につきましては、トータルの事業費に対してどれだけ起債できるかということです。今回の過疎債につきましては、充当率100パーセントということで、基本的には事業費の全てに対して起債できるという制度です。一般的には、この充当率というものは、100パーセントというのは、非常に、100パーセント充当できるというだけでもかなり珍しいといえますか、有利な状況となっております。先ほど、青田議員がおっしゃられたような緊防債につきましても100パーセントですが、ほかには90パーセントしか起債できない、もしくは70パーセントしか起債できないというようなものもあります。そちらの残りの部分については、町の一般財源で充てなさいということで、町の財政執行上の責任といえますか、そういったものもきちんと担保するという意味で、充当率が100パーセントではないものがほとんどでございます。

12番（青田和夫君）はい、議長。それで、今の説明で大体わかりましたけれども、過疎法の29年度の改正点で、どのようになっていますか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。今年度の過疎法の改正ということでございますが、まず大きく1点といたしましては、本町が指定されたということに直接つながります過疎地域の要件でございます。要件といたしましては、人口の要件と財政力の要件がございます。その人口要件のほうは1つ中期要件ということで、平成2年から平成27年度までの人口の減少率、こちらが21パーセント以上の場合に該当するという項目がつけ加わりまして、27年度国勢調査の結果ですと、本町におきましてはかなり人口が減少したということもございますので、その人口要件の変更によりまして、今回過疎地域に該当してきたというところが一番大きな改正点かというふうに考えてございます。

12番（青田和夫君）はい、議長。今、人口減少率の21パーセントはわかりました。そこでちょっと聞きたいんですけども、公営競技収益というのは、どれぐらいになってますか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。済みません、ちょっと、そちらの数字については、申しわけございません、ただいま手元にはございませんので。（「いいです」の声あり）

12番（青田和夫君）はい、議長。それでは、最後に1点だけ聞きたいんですけど、対象事業は何項目あるんですか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。対象事業といたしましては、こちらの記載の事業ということと、ではなくて、一般的な考え方ということでよろしいでしょうか。一般的な考え方といたしましては、本編のほうをご覧くださいとおわかりいただけるかと思いますが、本編の目次のほうを簡単にご覧いただきますと、過疎地域の振興に向けた全般的に、事業としては対象となっております。産業振興に係る部分、それから交通・通信体系でございますが、こちら道路整備ですとか、そういったものにも充てられると。そのほか、生活環境の整備ですとか、福祉関係、教育関係ということで、過疎地域の振興に資すると思われるものについては、幅広く対象となるということで、私どもとしてもこういった計画を策定して、そういった事業の推進に向けて、より財源等も活用しながらさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

12番（青田和夫君）はい、議長。今、話されましたけれども、事業対象のやつは結構な数字があるわけですよ。その中で、道路等とか市町村道とか林道とか、いろいろ港湾設備とかいろいろありますけれども、その中で、公民館とか、例えば保育所、児童館とか、認定こども園を明記されてますよね。そこの辺をどうなっていくか。結局、国のほうでは4,500億円の予算で昨年度よりも300億プラスになってますよね。その辺で、わが町のほうにはどれぐらいの歳入を見込んでいるのか、ちょっとお伺いします。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。議員ご指摘のとおり、今年度の国の過疎債の枠といたしましては、全国で4,500億円で、昨年度よりも、4,200億円よりも300億円増額になっているということで、国としてもこういったところの支援について、非常に重視しているというように考えているところでございます。具体的な認定こども園等々の今回の財源といいますか、具体的な事業については、まだ計画上は上げてはございませんで、今後検討させていただきたいというふうに考えてございます。（「わかりました」の声あり）

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。この過疎法の計画のページをめくると、目次がありますが、ずっと追っていきますと、どういうふうな項立てになっているかというのと、現況と問題点、その対策、現況とその問題点、対策、計画と、ずっと書いてありますが、基本的に、我が町の現況、問題点、対策とありますが、対策面について、何ら詳細な検討された項目がない。今後これを実行していくときに、庁内で運営している組織を横断したような組織をつくって計画を立てて実行していくのかどうか、町長にお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。過疎計画ということで、特別な対応ということじゃなくて、総合計画も含めて、これは、基本的には各部署で責任を持ってというのが基本にはございますけれども、物によっては、関連部署で力を合わせてというふうなものもあるというふうなことでございますので、全体としては、議員ご指摘のとおり、町を上げて力を合わせながら、一つ一つの事業に取り組みなくちゃいけないというふうな、そういう認識でおるということでございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。ただいまの回答にありましたように、町を上げてみんなで取り組むというふうなことで、例えば最後の39ページ、その他地域の自立促進に関し必要な事項の現況と問題点の中に、こんなことがあるわけです。「しかし、町としての知名度は低く、何より町民自身が本町の魅力に気づいていない。あるいは自信を持って明確に説明できないという課題を抱えている」とか、このようなことは非常に大きなことであって、我々町民としては、このことについては、誇りを持ってこれから生活していきたいと思うわけですが、各課各室でばらばらにやっていったときに、こういうふうなことが実現できるのかどうかというふうな危惧の念を抱いて、ぜひ過疎法から脱却していくためには、やはり大きなくくりの中で進めていく必要があるのではないかというふうな考えのもとに質問しているわけですが、町長は、その辺についてはいかががお考えなのか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。もちろん、議員ご指摘のとおりでございます。この町のすばらしさ、魅力、誇りというものを、ここだけでとどめておくということは非常にもったいない話でございますので、人口が減る中で、外からどんどん人を呼び込む必要があるというようなこと。そして、また、よさも大いに発信していくというふうな、そういうことが大切でございますので、基本的には、例えば産業振興課を中心とした取り組み、

あるいは企画部門での取り組み、いろいろございますけれども、最終的には、町全体としての情報発信、アピールというものをどういうふうな形でやっていけばいいのかというものに、引き続き腐心してまいる必要があるのかなというふうに考えておるところでございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。町長、常々バランスというふうなことをお話しになりますが、復旧復興から発展期、創生期への、少しずつウエイトの移動というふうなことも含め、やはりバランスをとるため、それからソフト面を重視した政策に切りかえる必要がある。いわゆるハードはある程度完成しつつありますが、やっぱりソフトがまだまだ、まだまだ私は足りないというふうに感じているわけです。一方、復旧復興が進んできたといっても、太平洋沿岸、浜通りのほうはまだまだやっぱり行ってみると、もっともっと力を入れなくちゃならないこともたくさんあるわけですが、やっぱりバランスというふうな観点からいうと、もう一度市内の組織のあり方、組織の整合性、それから進め方等々を考えて、別の意味のバランスを考えていただければというふうに考えるわけですが、このことについてはいかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かに、復興まちづくりは相当進んできたとはいえ、まだ道半ばの部分もあるわけでございます。そういう中でこの膨大な事務事業を執行するための体制整備というのも非常に大切な部分でございますが、いかんせん、いまだに全国から80名を超える皆さんのお力添えを得ながらの町政運営ということでございますので、この辺は、議員ご懸念のような、これからのハードからソフト、そしてまた維持管理という、そういうステージに変わってくるわけでございますので、さらには、この町のにぎわい、活力の創造というふうな部分、この辺を大いに意識して、組織の再編、マンパワーの確保というふうなものを進めていきたいなと考えているところでございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。いろいろと議論は進んでいますが、前にも申し上げましたけれども、我が町が過疎指定になったと先ほども出ていましたが、今年度、全国で20件。宮城県だけでは我が町だけが指定になったということは、非常にある意味で私はショックとして受け取った。これは、イメージダウンという町長の、どう受け取りますかという、前に質問したものに、イメージダウンなんだ。しかし、過疎債を利用できるからいいんだというようなお話が。確かにそういう面はあろうと思いますが、いわゆるこの要件にあった、先ほど企画財政課長からもあった、人口減少が非常に大きいという。もう一つ、財政指数が非常に悪化していると。0.5が0.35なんですね、我が町は。先ほど話にありませんでしたけど。人口減少率だけの話がありましたけど。いわゆる、これにどう取り組むかという強い姿勢を打ち出すべきだというふうに私は申し上げましたけど、どうもその辺が弱いのではないかと思います。町長はどんなふうにお考えに。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かに、議員ご指摘の側面はあろうかというふうに思いますが、前段、伊藤議員にもお答えしたとおり、まだ復興道半ばというふうな側面もございまして、いわゆる復興のステージが、住まいの再建からなりわい創造への再生へというふうなことでの軸足を移しつつあるというようなことでございますので、今後については、議員からかねがねご指摘いただいている大きな目標でございます町民の方々の所得の向上等々の大きな目標、目安も十分意識しながら、なりわいの再生に取り組んでまいりたい。そういう中で、町の自主財源を少しでも上回るような、そういう取り組みもしてい

く必要があるだろうというふうに考えているところでございます。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。ただいま、町民所得の向上、いわゆる自主財源の確保につながるそういう政策をとることなんですが、今回の計画、この過疎計画、自立促進計画を見ますと、もちろん時間もなかった中で非常によくまとめていただいて。ただし、従来の総合計画、あるいは考え方の延長線。これが悪いという意味じゃないですよ。それを集約したという形。これはこれで結構でよくやっていただいた。そこで、その中に、過疎債が自立促進を中心とする、もうちょっと具体的な、これは戦略的な項目は載っていますけど、それを実際具体的にどうするのかと。たとえば、企業誘致促進。これは、雇用の場を確保するという意味でも非常に重要。これらを、じゃあ土地なんかをどうするのかと。この辺にどういう、何年度までにどう確保するのかとか。あるいは教育委員会の問題も見てますと、幼稚園の補助だとか、特別支援教室だとか、外国語補助だとか載っています。これは載っていますけれども、私はもっと根本的に、我が町の教育がどうあるべきかも含めて、幼稚園、保育所、小学校、中学校、一貫教育みたいな、筋の通った教育を構築するための、過疎債を利用してやるとか。そういうものも本当は織り込むべきだと思うんですね。残念ながら、その期間もなかったと思う。そこで、先ほども話が出ていましたが、今年度はこれでいいとしても、30年度以降は、そういった町民の声、議会の声も反映するような仕組みをきちんとつくって取り組んでいく。毎年毎年、議会にその予算を、これで一回決まったんだからいいんだっていうのではなくて、先ほども出ていましたけれども、私もこの考え方には賛同するところですが、当然、毎年毎年予算を組んでいこうと思う。そのときに、突っ込んで検討できるような体制をどう考えているのか。私はそうすべきだと思うんですが、町長はどうお考えですか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。今の町の総合計画、復興計画が最終局面を迎えてるというというふうな部分もございまして、やはり新しい、もちろん総合計画をつくる中で、議員ご指摘のような部分もしっかりと再構築をしながら、それを創生計画なり過疎計画のほうにも反映できるような、そういう取り組みをしていかなくちゃならないなというふうに私も思っているところでございます。たまたま、そういう切りかえの時期での過疎の指定、過疎の計画の樹立というふうなタイミングでもございますので、今までの路線をそのまま過疎計画としてある部分だけ取り込んだという形にとどまっていると、そういう感は否めない部分も確かにございます。次の計画策定の中で、ご指摘の部分も十分踏まえ、また、議会、町民の皆様方のご意向も確認しながら、極力思い切った方向性を打ち出して、まず総合計画のほうに打ち出して、この過疎計画の中にも同じような形で取り組んでいければなというふうに考えているところでございます。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。総合計画もその他の計画もほとんどもう5年計画で進んでいますので、そういう意味では切りかえの時期だ。先ほども、震災復興に特化してるから時間がとれなかったと。人員も不足だというような話が再三されてますが、それは確かに、少ない制約の中で頑張っていたいただいている皆さんには、それなりに評価、感謝を申し上げますけれども、しかしながら、町はここで2年で終わるわけじゃありませんし、ずっと継続して将来に余計な、過大な負債というか、負担を残さないような、発展した町をつくっていければ。そこで、先ほど伊藤議員からも出ていましたが、いわゆる、これを成功させるためには、実施する、具体的なやつは今後委員会とか何かで追っかけていきますけれども、基本的なことを最後に申し上げますが、伊藤議員からも出ていましたけ

れども、やはり、町民とか議会の意見交換を含めて、どう反映させていくかということが重要。それに対する質問に対して、先ほど企画財政課長も、町政懇談会をやっているんで、その中で意見を集約していきますという話。それはそれで結構ですが、浅生原あるいは八手庭でやったあれから見ると、どっちかという、今まで復興の状況説明で意見を聞くというのが少なかったというふうに出席者から聞いている。私は、もうちょっと意見を聞くという姿勢を全面的に打ち出して行って、それを今度の計画に、地域計画30年以降の……検討、交渉するときに生かしていくべきだと。そこで、前にも提案申し上げてるんですが、富山県南砺市、過疎に25年に指定になって、平成25年3月21日に南砺市山間過疎地域振興条例をつくって取り組んでいる。わざわざ、先ほどは取り組みが、ちょっと姿勢が弱いんじゃないかと申し上げた。こういうことも含めて、今度こういう条例をつくって、町上げて町民とともに協力してくださいと。町を上げてやっていくんだという姿勢を示して協力いただく。具体化していくということが大事だと思う。その中に、第9条に、これもこの前紹介しましたんで、詳しいことは申し上げたので、再度、どうもその後進んでないようなんです申し上げます。第9条に、市は振興会を初めとする住民自治組織をつくって、それぞれ意見交換をやっていきますよと。わざわざ条例まで制定してこういう姿勢を打ち出してきている。もちろん市民もそれに基づいて協力をすると。各種団体ですね、いろんな団体があります。そういったことで、我が町の発展につなげると。人口減少を食い止める、財政指数を改善するという方向に持っていくべきだと思うんですが、そういう検討をされているのかどうか。そういう考えがあるのかどうか、最後に町長の考えをお聞きします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今の……部分につきましては、基本的にこの過疎計画の39ページの末尾のほうに、地域の特色を生かした活動を推進するために、住民自治組織の運営、あるいは事業の支援を行いながらというふうなくだりがあるわけでございますけれども、議員ご指摘の部分はもっとそういう指針、思いを、きちんと条例化してというふうな、そういう対応、ご提言だというふうに受けとめさせていただきますが、それぞれの町でいろんな独自の取り組みがあるわけでございますので、我々としても、今ご紹介いただいた部分なども参考にさせていただきながら、見習うべきところは見習いながら、山元町の過疎からの自立に向けまして、大いに取り組んでいきたいなというふうに受けとめさせてもらったところでございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。いろいろ、町民やら議会との議論の中では、恐らくいろんな案が出てくると思う。例えば文化財の項目が出てきました。あれをどう有効に活用して町の交流人口を図るかとか、この中に余り出ていないんですね。そういった部分がいろいろ出てくるはずですよ。皆さん、頭には入っていると思うんですが、具体化されてないと。具体化されてなければ当然実行には移せないと。移れないと。結果は出せないという悪循環になりますので、ぜひそういう意味で、積極的に条例制定してでもやっていくんだというぐらいの姿勢を示して、町民のご協力をいただきながら前向きに進めるという方向性を打ち出すべきだということを申し上げておきたいと思っております。終わります。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は11時15分といたします。

午前11時02分 休憩

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。この計画は、相当膨大な計画になっているようでありますが、まず一つ、この4年間の総事業費は幾らになるのでしょうか。あるかとは思いますが、この資料の中に。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。総事業費といたしましては、お手元の資料の2の1の、ページにしますと18ページ、済みません、ページが小さくて恐縮なんですけど、18ページのほうに記載してございます。こちらの18ページの総計の欄でご覧いただくとおわかりになるかと思いますが、29から32年度の4年間で概算事業費として94億3,400万円ということで、単年度、29年度については26億。30年度が33億9,600万円等々ということで、こちらのほうをご覧いただければ、概算の事業費ということでトータルの事業費が掲載されてございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今、94億というのは分かったからいいんですけども、18ページを見ているのはいいんだけど、18ページのどこさ94億ってあんのか。はい、わかりました。それで、この94億の事業費の中で、過疎債が充てられるのはどのくらい充てられるのか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。こちらにつきましては、今年度、29年度の内訳について、まずご説明申し上げますと、こちらが様式3の1、こちらの最終ページのほうをご覧いただきたいと思えます。15ページですね。様式3の1の、そちらの総計の欄に、財源内訳がございまして。この財源内訳の部分の過疎債、真ん中辺りですね、地方債の内訳の過疎債とございまして、こちらの5億7,900万円というのが、29年度の過疎債、計画上ですね、計画で充てている金額ということになります。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。ここだけを見ても、先ほど来、充当率が100パーセントとか、90パーセント、95パーセントだかという話がありますが、実は、この中身を見ると、26億の事業に対して、29年度ね。だよ。さっきわかったのね。26億の事業に対して、過疎債が使用できるのは5億7,900万しかない。先ほどの94億とか、26億というやつ、それに全てが充てられるものだと、もしかするとですよ、という受けとめが生まれてきます。その辺の表現の使い分けという明確に示さないと、幾らこの必要な事業であっても、その辺ちょっと戸惑ってしまう、我々が判断する際に。その際に、一般財源として使われるのは、8億、約9億はもう町の持ち出しということの事業になるわけですよ、ここに示されているのは。あわせて言いますと、ですから4年間の事業94億の中で、んでどのくらい充てられるのかというのは、まだ多分積算できてないということから、29年度については、明確な事業だからということで示されたんだろうと思いますが、もし、94億全ての事業がこの今の大体26億に対して約6億、その割合しか過疎債は使えませんよということであるならば、この事業というのは、やっぱりかなり膨大な、いろいろこう、先ほど来いろいろ出てます、パークゴルフの話とか。といいますと、本当に慎重に我々としてはこの計画を見ていかなくちゃならない。本当に必要なものをという、先ほどバランスとか優先順位とか、そういう話もございました。それはやはり、心配をしての、懸念をしての、この計画に対して懸念をしての疑問をぶ

つけたのかなというふうに受けとめられるわけですが、そういう理解でいいのかどうか。そういう理解というのは、総事業費に対して過疎債をこの程度しか実は入らないんだよと。しかも、この過疎債の充当率がどうのこうのという話もありました。100パーセントあったって借金ですからね。そのうちの7割が交付されるとか、交付税で措置されるとか。その3割はどうなんだとかね。100パーセント充当というのと、さもさも100パーセント全部もらえるもんだつつうか、使えるもんだというふうに思ってしまう。一般町民、よく財政に詳しくない方々はね。ということからすると、その辺どうなんでしょう。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。説明がちょっと不足していて申しわけございません。こちらの過疎計画のほうで今回掲載させていただいている事業につきましては、過疎地域からの自立促進という計画の目的達成に資する事業ということで、幅広く掲載させていただいております。ですので、国庫補助事業でやっているもの等々もあれば、今回改めて過疎債のほうに全て一般財源で行う予定のものを過疎債に振りかえて実施するものですか、さまざま幅広く掲載させていただいております。今回、そのうちの一部、先ほど申しあげました、例えば29年度ですと過疎債で起債する部分につきましては、5億7,900万ということで積算してございますが、こちらにつきましては、全てのそういった幅広く実施する事業のうち、一部過疎債を充てるにふさわしいような事業につきまして、今回過疎債を充てるということで、3の1に計上させていただいているというところでございます。なお、こちら過疎債の限度額といいますか、全国の枠がございませぬ。今年度については、全国で4,500億円。過疎地域として指定されている自治体が全国で今817自治体ございませぬので、それを全国で配分しながら使っていくということになりますので、我々としても、この5億7,900万円が全て措置される前提で計画はつくっておりますが、そちらにつきましては、今後検討の起債協議を踏まえながら精査していくということになるかと思っております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。ですから、この計画の作り方といいますか、もうこれは、詳しい、これまで2回の経験しかないんですけども、議会に対しての説明というのは。しかも、事細かい説明というのは、これまでありませんでした。そういう中での我々の理解からくる理解なんですけど、この過疎計画というのは、私は、ここに載っているものは全て過疎債の対象になって、その過疎債も、事業のほとんどがその過疎債で対応できるものという受けとめ。これは多分ほかの町民もそういう受けとめなのかなと。という失礼だから、私はそういう受けとめをしました。そうすると、こんなに本当にけられるのかやというような疑問から今の確認をしたわけですが、ここに載っている計画のそれぞれの事業費、各事業費が、全てが過疎債の対象になるかどうかはまだわからない。あるいは、なってもどのくらい充てられるかわからないというような中身のものということで受けとめていいのか、理解していいのか。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。こちらの計画の作り方につきましては、こちら今回私どものほうでは、そういった過疎債を充てる事業だけという計画になりますと、かなり、何ていうんでしょう、事業数が限られたものになりまして、どういったものを行って過疎地域から自立促進が図られるのかということが見えないというふうに考えました。ですので、例えば当初予算で上げられて過疎地域の自立促進に資するようなもの等々、そちらにつきまして、幅広く掲載させていただいたと。そのうちの一部につきまして、過

疎債を充てさせていただくということで、今回資料としては作成させていただいております。先ほども申しあげましたが、こちらにつきましては、今後の県の協議、過疎債の起債協議等々を踏まえて、額については精査していくということになるということでご理解いただければというように思います。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。そんな内容のものだということで。ただ、先ほどの整合性、復興計画の総合計画の整合性とか、地域財政見通しの整合性とかっていう疑問も質疑もあったわけですが、これを見ますと、まさにこの実施計画的な内容のものに受けとめたわけですが、復興計画のですね。実施計画というのはこれはもうやるものだ。まさに実施するものだ。それに充てられる過疎債というのはこのくらいありますよということを示したもののかなという受けとめ方をしたんですが、とすると、やはりこの計画そのものが、大きくいろいろ出てきましたが、懸念、不安、疑問は多々ある、散見されるということも見られます。さらっと見ただけなんですけれども、よこされて何ほもたっていないからね。となりますと、しかしその辺の対策、対応については、その年、年で見直しを図りながら進めていくということなんで、それはぜひそういうことで進めていただきたいということを確認して、求めて、そういったのは、先ほど来の質問からも出てますので。具体的に財源の話、問題が出ましたが、4, 500億等々の。ほんとにもうパイは決まっているんだよね。だから、ここに7割を交付税措置、括弧して、ただし国の予算の範囲内ということも、非常に正直でいいと思うんですが。ということで、これは、先ほど町長、有利な地方債だというような強調をされていますが、一方言えば、限られた財源でもあるわけで、これは大事に使わなければならない財源だと思うんですよ。だとするならば、ここね、本当に先ほど来何回も出てますが、バランスとか優先順位とか、そういった今まさに必要な事業をここに積極的に盛り込まなくちゃならないのではないかというふうに思うんですが、町長いかがですか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。基本的には、遠藤議員おっしゃるとおりでございまして、先ほどよりお答えさせてもらっているとおり、それぞれの分野における課題、懸案があるわけですので、それをどういう年次計画の中で対処、対応していくのかということに尽きるわけですので、それは、毎年の予算の規模が、今後復興事業が落ち着きますと、一般会計で50億円程度というふうな、震災前の予算規模に戻るわけですので、そういう限られた予算を、当面する、あるいは中長期的に見た諸課題解決に向けて、どういうふうに配分していくのかということが問われるわけですので、これは、どういう時代でも基本的な受けとめ方なり対応というのは変わらない部分だろうと思います。山元町として、その辺をどういうふうに皆さんと思いを共有していけるかという、そういうところに尽きるんだろうというふうに思いますので、その辺に向けて、引き続き努力を重ねていきたいなというふうに思います。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう非常に当然至極というような回答である、考え方であるということが伝わってはくるんですが、この前の町長質疑の際に出てきた90億の町債、90億という数字、私耳にしたんですが、今、5、60億。最大の町債、どのくらいになるかと言ったときの答えとして90億という数字が出たんですが、その90億という数字が出ているというのは、もう既にこういった計画を見通して、この計画をやればそのくらい借金しなくちゃいけない、借金しなければ事業は取り組めないよというところから来た90億なのか。多分、そういうことだろうと思うんですが、となると、やはり

この計画、90億の借金というと、かなりな数字に山元町としてはなるわけで、という懸念があるということだけ伝えておきます。そして、そのためには、やはりこの計画の見直しというのは、我々も積極的に参加していかなくちゃならないなということで、その辺の機会は十分に保障していただいて、そして生かしていただきたいということを伝えて、本当はここでもろもろこまいのがいろいろあるんですが、今ここで、いろいろ計画の見直しということも想定にあるということですので、その辺は確認しないで終わりたいと思います。

あと、最終的に確認したいのは、先ほど来出ているんですが、この計画を我々がここで認めることによって、その後の我々の議員活動の障害にはならないんでしょうねということの確認をしておきたいと思います。といいますのは、あしたの個別事業の、先ほど町長、その辺表現してますから、その辺の確認なんですけど、この計画にのっとってそれぞれ具体的な事業が進められるときに、そのときに、いろいろ問題にして我々がいろいろ判断して態度を表明することになるわけですが、その際に、町長とくとこれまでのあれで、何だあんた計画に賛成していて何でこいつ反対するのやというようなことはないんでしょうねということの確認だけをしておきます。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。過疎計画に限らず、今の町の総合計画、復興計画もしっかりでございます。まず、とりあえずというところですけども、やはり、先ほど来からお答えしているように、当面する諸課題を年度ごとに対処するとすれば、こういうタイミングかなというもの。それは、大筋で、大筋でお認めをいただくわけでございます。あとは、個々の執行については、予算を計上する際に、事前の説明なり本議会を通じて、最終的な意思を確認させてもらおうと。そういう流れが継続するわけでございますので、議員ご指摘のような形で今後も対応させていただきたいというふうに思います。

議長（阿部 均君）遠藤議員、よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

10番（高橋建夫君）はい、議長。ただいまの遠藤さんの質疑と若干かぶる部分もあるんですけども、もう少し町長の力強い意思表示があってしかるべきでないかというような形で質疑をさせていただきます。

この過疎法は、今、先ほど来から出ていますように、復興総合計画とか地方創生その他のいろんな計画とリンクして線を引いていくと。それで、財源的な有利な活用を図っていくと。ただし、3割は、幾ら事業を進めていくに当たっても、3割は借金になっていくわけですから、相当の効果の上がる策、それから、まちづくりに大いに役に立つ、そういうようなめり張りがもっと足りないんでないかなと、今の時点で私は正直に思います。それで、常々、この町の課題というのは、町長がおっしゃっているように、何と申しますか、人口減少ですね。この人口減少を解決していくには、婚活、あるいは結婚、出産、子育て、そういう形で人口の歯どめをかけて、少しでも上がっていくというようなライフワークを大切にするんだと。私がここで言いたいのは、その根底にあるのは、やっぱり雇用の場、雇用創出、これが根底にないと、さまざまな、失礼な言い方かもしれませんが、根底に支えるものがないと、線香花火のようになってしまいがちでないのかな。そういうことをひとつ大切にしていくということと……。

議長（阿部 均君）あのですね、高橋議員に申し上げます。質疑でありますので、今提案されている中で、自分の意見ではなくて、何を聞きたいのか。そこを明確にお願いします。

10番（高橋建夫君）はい、議長。雇用の創出と、それから福祉の問題、この辺をもっと重視していく姿勢についてお伺いしたいと。

議長（阿部 均君）雇用の面についてどうするのかということですね。（「そうです事業計画。それから福祉の面について、来年度からの見直しということに……」の声あり）

一問一答方式でありますので、きちんと明確に、こういうような部分を聞きたいということで、論点を整理していただきたいと思います。（「この計画、最終的には自立促進に向かって進むわけですから、その中で大切な雇用、福祉に対しての事業を、来年度以降も力強く見直しする計画があるかどうかということをお伺い」の声あり）雇用促進対策について答弁願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほども、岩佐哲也議員からのご質問にもお答えしましたように、今、総合計画が切れるタイミングにもございますので、ご懸念、ご指摘の部分については、新たな総合計画を策定する際に、そこでしっかりと雇用計画なり産業振興計画を再構築をすると。そういう中で、今後、復興まちづくりが相当終わった中で、次のステップに向けて羽ばたくための内容を精査、吟味をしていかなくちやないだろうと。そういう中で、それができることによって、この過疎計画にもそういう部分が当然スライドして盛り込まれるというふうにご理解いただきたいと思います。この段階で、議員ご指摘のような部分まで盛り込むというのは、ちょっと、タイミング的にも時間的にも厳しい状況がございますので、今の計画をスライドさせたような程度のものにならざるを得ないというようなことで、ひとつご理解いただきたいというふうに思います。

10番（高橋建夫君）はい、議長。ということだと、来年度以降、重点政策の一つとして見直していくという、そういう認識で構わないんですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。やはり、過疎計画を見直すことになるということは、やっぱり本来の基本になる町の総合計画をしっかりと見直すことが前提になろうかというふうに思いますので、本計画の総合計画を直さない中で、ほかの計画だけ突出する形も、ちょっと整合性という部分で問題が出てこようかというふうに思いますので、ぜひ、そういうようなことで取り組まさせていただきますいなというふうに思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第49号山元町過疎地域自立促進計画についてを採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第49号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第3．議案第54号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。それでは、議案第54号平成29年度山元町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

あわせて、補正予算、議案書のほかに、補正予算付属資料説明書のほうもお手元にご準備いただければと思います。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ10億8,602万9,000円を追加いたしまして、総額を169億5,754万6,000円とするものでございます。また、歳入歳出予算の補正とあわせまして、債務負担行為及び地方債の補正も行っております。

それでは、歳出予算のほうからご説明させていただきます。

議案書の12ページをお開きいただきたいと思います。

まず、各款のほうに今回共通して補正しております人件費につきましてご説明申し上げます。

第1款の議会費以下各款におきまして、職員の給料、手当、共済費など、人件費の補正を行っております。こちらにつきましては、例年9月補正で行っております人事異動に伴う補正となっております。当初予算におきましては、1月1日現在の人員に合わせて人件費を組んでおりますが、その後、異動等がございましたことから、8月1日現在の人員で置きかえているものでございます。以下、同じ考え方で各款におきまして人件費を割り振っておりますので、詳細につきましては説明を省略させていただきたいと存じます。また、自治法派遣職員の負担金につきましても、現在の人員に合わせて減額をしております。

続きまして、人件費以外につきまして、主なものにつきまして順次ご説明させていただきます。

第2款総務費、第1項総務管理費でございます。第5目の財産管理費につきまして9億7,700万円余を計上してございます。

まず、委託料のほうで、坂元合同庁舎解体設計業務委託料といたしまして500万円を計上しております。こちらにつきましては、坂元支所、公民館、各種団体等の移転に伴い空き施設となっております坂元合同庁舎について、解体に係る費用を算出するため、所要の経費を計上するものでございます。

次に、積立金を9億7,000万円余計上してございます。こちらにつきましては、平成28年度の繰り越し事業の実績確定に伴いまして、既収入特定財源を震災復興基金及び震災復興交付金基金に積み立てるものでございます。

次に、第7目情報管理費につきましては、マイナンバー制度のシステム整備に係る補助金につきまして、国から交付決定があったことに伴う財源内訳の変更となっております。

続いて、議案書13ページのほうをご覧願います。

第11目諸費につきまして、4,610万円計上しております。こちらにつきましては、県の被災地域交流拠点施設整備事業補助金を活用いたしまして、磯区及び中浜区の集会所再建工事に対して補助するものでございまして、所要の経費を計上したものでございます。財源は、県補助金が3,700万円、及び震災復興基金繰入金が910万円

となっております。

次に、第18目防犯対策費につきまして、41万7,000円計上しております。こちらにつきましては、各行政区で実施する防犯灯の維持管理に要する経費につきまして、当初想定していた額を上回る申請額であったことから、所要の金額を増額措置するものでございます。

続きまして、第2項町税費第2目賦課徴収費につきましては、マイナンバー制度のシステム整備に係る補助金につきまして、国から交付決定があったことに伴う財源内訳の変更となっております。

議案書の14ページをお開きいただきたいと思います

中ほどになります。第3款民生費、第1項社会福祉費でございます。第2目老人福祉費につきまして、右側の説明欄の一番上になりますが、後期高齢者医療制度療養給付費負担金といたしまして208万円余を計上しております。こちらは、平成28年中の後期高齢者医療の一部負担金免除に係る町負担分でございます。

その下の、地域医療介護総合確保事業補助金及び山元町介護施設等整備事業補助金につきましては、こちら2点につきましては、補正予算附属資料説明書を用いてご説明申し上げたいと思います。

資料の3ページのほうをお開きいただきたいと思います。

こちらにつきましては、桜塚地区におけます高齢者向け福祉施設用地における地域密着型特別養護老人ホームの建設に当たり、事業者の負担軽減、整備促進を図るため、県から交付される補助金と合わせまして、町加算補助金をあわせて交付するものであります。

大変恐縮でございます。議案書の14ページのほうにお戻りいただきたいと思います。議案書の14ページの積立金でございます。

こちらの長寿社会対策基金予算積立77万9,000円につきましては、ただいま申し上げました地域密着型特別養護老人ホーム等の事業者からの町有地の貸付収入につきまして、こちらの基金へ積み立てるものとなっております。

次に、その下の介護保険事業特別会計繰出金につきまして1,722万円余を増額してございます。こちらにつきましては、介護特会に係る職員の人事異動等がございました関係で、一般会計から繰り入れる額を増額しているものでございます。

議案書の15ページの方にお移り願います。

第2項児童福祉費でございます。

第1目児童福祉総務費につきまして、合わせて244万円余を計上してございます。まず、保育料電算業務委託料につきまして122万円余を計上してございますが、子ども・子育て支援新制度における新たな処遇改善の取り組みを円滑に導入するため、子ども・子育て支援システムの改修を行うものとなっております。

また、その下の施設型給付及び地域型保育給付費負担金につきまして、122万5,000円計上しておりますが、子ども・子育て支援新制度に基づく、町外の認定こども園の広域利用に係る施設型給付費について計上したものでございます。こちらの財源は、国庫負担金が61万2,000円。県負担金が30万6,000円となっております。

議案書の16ページをお開きいただきたいと思います。

第6款農林水産業費第1項農業費でございます。

第5目の農地費につきまして、合わせて188万7,000円を計上しております。このうち、負担金補助及び交付金の部分、第19節につきまして175万円を計上しておりますが、こちらにつきまして、補正予算の附属資料説明書を用いてご説明申し上げたいと思います。資料の5ページのほうをご覧いただきたいと思います。

こちらにつきましては、土地改良施設機能診断事業負担金といたしまして、坂元西田地区の清水さく泉揚水機場の修理に当たりまして、管理者である亘理土地改良区に対する負担金を計上しているものでございます。それぞれの負担の内訳につきましては、こちらの資料5ページに記載しているとおりでございます。

たびたび恐縮でございます。議案書の16ページのほうにお戻りいただければと思います。

16ページの農林水産業費農業費の第10目農地復興推進費でございます。こちら200万円を計上しております。こちらにつきましては、山元東部地区等の農地整備事業におきまして、当初計画していた経営体に変更が生じたことによりまして、基盤整備関連経営体育成等促進計画書を変更する必要があることから、当該計画変更に係る業務委託料につきまして増額計上しているものでございます。財源につきましては、県補助金105万円となっております。

議案書の17ページのほうをご覧いただきたいと思います。

第8款土木費第3項河川費でございます。第2目河川改良費につきまして1,500万円を計上しております。こちらにつきましては、一の沢川の河川整備事業でとなつてございまして、林野庁の保安林復旧工事にあわせて流路断面の浚渫等の処置を行うものでございます。

次に、第4項住宅費でございます。第1目住宅管理費につきまして2,328万円計上しております。こちらにつきましては、町営住宅の家賃収入につきまして、平成28年度の決算が確定したことに伴いまして、経費への充当残額を町営住宅基金に積み立てるものとなっております。

議案書の18ページをお開きいただきたいと思います。

第6項都市計画費第3目都市計画復興推進費でございます。合わせて1,379万2,000円を計上してございます。

まず、防災集団移転促進事業関係業務委託料でございますが、こちらにつきましては、東部地区農地整備事業及び復興関係事業の仮設事務所用地等として利用されておりました被災元地につきまして、残存物の撤去が未了となっている箇所があることから、その撤去費用について所要額を計上したものでございます。財源につきましては、震災復興交付金基金繰入金8,919万円となっております。

次に、津波被災住宅再建支援事業補助金でございますが、こちらにつきましては、津波防災区域第1種及び第2種における現地再建者への生活支援金について拡充を行うものでございます。財源は、全額震災復興基金繰入金となっております。

次に、新市街地土地売払収入返還金でございますが、こちらにつきましては、新市街地の分譲宅地につきまして、土地売買契約を締結し、代金の入金がなされましたが、購入者からの申し出により契約解除することとなったため、代金の返還を行うものでございます。

続きまして、第10款教育費第1項教育総務費でございます。第2目事務局費につき

まして、合わせて636万円計上しております。このうち、報償費及び委託料につきまして、合わせて1,080万円余を計上しておりますが、こちらにつきましては、小中学校再編検討に係る検討委員会の委員への謝礼、アンケート調査や再編検討調査結果の取りまとめに係る業務委託料をそれぞれ計上しているものでございます。

議案書の19ページのほうに移らせていただきます。

第2項小学校費及びその下の第3項の中学校費のそれぞれの項におきまして、教育振興費に備品購入費といたしまして、合わせて150万円を計上しております。こちらにつきましては、寄附金を活用いたしまして、各小中学校の教材備品を購入するものでございます。

同じく、第2項の小学校費及び第3項の中学校費の教育振興費におきまして、オリンピック・パラリンピックムーブメント全国展開事業関連経費を計上しております。こちらにつきましては、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に資するため、オリンピック・パラリンピック教育推進に係る講師謝礼と所要の経費を計上したものでございます。財源は、全額県支出金となっております。

次に、議案書の20ページのほうをお開きいただきたいと思います。

第5項社会教育費第8目社会教育施設計画費につきまして684万8,000円を減額しております。こちらにつきましても、補正予算附属資料説明書を用いて説明させていただきたいと思います。

資料の12ページをお開きいただきたいと思います。

こちらにつきましては、旧中浜小学校震災遺構整備事業につきまして、メモリアル広場の整備と一体的実施することに伴いまして、全体の事業費を増額する必要が生じましたが、事業期間が来年度にまたがることとなったことから、今年度予算を減額し、残額については債務負担行為を設定するものでございます。詳細につきましては、こちら記載のとおりとなっております。

以上が歳出予算の主な内容でございます。

続きまして、歳入予算につきまして主なものをご説明申し上げます。

議案書の8ページをお開きいただきたいと思います。

まず、第10款地方交付税でございます。普通交付税につきまして、7,661万8,000円を減額しております。こちらは決定額が当初予算で見積もった額を下回ったことによりまして減額を行っているものでございます。

次に、震災復興特別交付税につきまして3億983万円余を減額してございます。こちらにつきましては、震災復興交付金事業等の補助裏に充てるものを計上しておりますほか、派遣職員人件費等の震災対応関連経費につきまして減額したものととなっております。

続きまして、第12款分担金及び負担金でございます。こちらにつきましては、被災者に対する保育料の軽減措置によりまして630万4,000円を減額するものでございます。

続きまして、第14款国庫支出金でございます。第1項の国庫負担金、第2項国庫補助金につきましては、それぞれいずれも先ほど歳出予算でご説明申し上げた内容のとおりでございますので、省略させていただきたいと思います。

続きまして、第15款県支出金でございます。第1項県負担金から、議案書の9ペー

ジに移りまして議案書の第3項委託金までにつきまして、こちらにつきましては歳出予算でご説明したとおりの内容となっております。なお、第2項の県負担金第2目民生費県補助金のうち児童福祉費補助金につきましては、こちら630万4,000円増額してございますが、こちらにつきましては、先ほど歳入の12款でご説明申し上げました保育料の軽減措置に対しまして、県から補助が入ったということでの計上となっております。

続きまして、第16款財産収入でございます。こちらにつきましては、先ほど歳出予算のほうでご説明申し上げました地域密着型特別養護老人ホーム等の事業者からの町有地の貸付収入となっております。

第17款寄附金でございます。こちらにつきましては、先ほど歳出予算でご説明いたしました教育関係への指定寄附金として受け取ったものでございます。

続きまして、第18款繰入金でございます。第1項特別会計繰入金といたしまして、国保、後期高齢・介護保険の各特別会計から、それぞれ一般会計に繰り入れを行っております。これは平成28年度決算に基づきまして精算を行いました結果、一般会計に戻し入れるものでございます。

議案書の10ページのほうをお開きいただきたいと思います。

第2項基金繰入金につきまして、まず財政調整基金でございます。財政調整基金につきまして9,388万円余を減額してございます。こちらにつきましては、平成28年度決算に基づき繰越金を計上しており、財源調整の結果、財政調整基金の取り崩しを減額しているものでございます。

その下の震災復興交付金基金繰入金につきましては、先ほど歳出のほうでご説明申し上げました防災集団移転促進事業における被災元地の残存物撤去事業への充当等により、8,870万円取り崩しているものでございます。

その下の震災復興基金繰入金につきましても、歳出のほうでご説明申し上げました津波住宅再建支援事業や磯区、中浜区の集会所再建工事へ充当することから、合わせて4,010万円を取り崩しているものでございます。

次に、第19款繰越金でございます。こちらにつきましては、平成28年度決算に基づきまして12億3,814万円余を繰越金を計上してございます。こちらにつきましては、ルールに基づきまして、実質収支の2分の1以上を決算剰余金として財政調整基金のほうへ積み立てた残額を繰越金として計上しているものでございます。

最後の第21款町債につきましては、次の地方債の補正のほうでご説明申し上げますので省略させていただきます。

以上が今回の歳入予算の主な内容でございます。

次に、議案書の4ページをお開きいただきたいと思います。

議案書の4ページが債務負担行為の補正でございます。

震災遺構保存活用実施設計に係る経費といたしまして3,500万円を設定してございます。こちらにつきましては、歳出のほうでもご説明申し上げましたが、旧中浜小学校震災遺構整備事業について、事業期間が来年度にまたがることとなったことから、今年度予算を減額し、残額につきまして債務負担を設定するものでございます。

最後に、議案書5ページをお開きいただきたいと思います。

地方債の補正でございます。

臨時財政対策債につきまして、限度額を1億9,740万円から775万2,000円減の1億8,964万8,000円に補正してございます。こちらは、普通交付税の算定が終了いたしまして、臨時財政対策債の発行可能額が確定したことに伴う補正でございます。利率や償還の方法につきましては変更はございません。

以上が今回の3号補正予算案の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩いたします。再開は1時20分いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時20分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）傍聴者の方に改めて申し上げますけども、私語が多過ぎるという申し出がありますので、私語は慎むようお願いいたします。

議長（阿部 均君）それでは、議案第54号の質疑を行います。—— 質疑はありませんか。1番岩佐哲也君の質疑を許します。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。それでは、補正予算につきまして2点ほど質問させていただきます。

まず1点目ですが、歳出のほうの12ページ、議会総務費1総務管理費、その中の一般管理費の中の各項目入りますが、主に19款の補助金負担金交付金という形になりますが、これは、全般の各ページに人件費の削減というか、見直しということが入ってきていますね。29年度補正予算の人件費組み替えという主体が、ところがこの金額が非常に大きい金額だということで確認しますが、プロパー職員の人件費が幾ら、派遣職員の人件費を幾ら削減したのか。と同時に、当初予算案から今回の補正に至ったその金額の背景、裏づけ。いわゆる人員が何人かわったのか。そこら辺の説明をまず確認したいと思います。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。お答え申し上げます。2款の1項総務管理費の中での人件費の関係でございますけれども、このたびの補正におきましては、まずプロパー職員の数の変更と自治法派遣の負担金の減額がございます。自治法派遣につきまして、まずご説明申し上げますけれども、自治法派遣につきましては、原則、一旦は給料は派遣元での支払い、支給があって、後ほど町が負担金をお支払いするという形で予算化しておりますのがこの19款でございます、自治法派遣職員負担金でございます。このたび減額、2億9,000万ほど減額補正してございますが、当初の考えでは108人分の派遣職員の負担金分で9億8,000万程度の予算措置をしておりましたものを76人分の人数に改めまして6億9,000万程度に金額が変わりましたので、その差額分の2億9,100万ほどの減額になったところでございます。派遣職員の数につきましては、80数名おりますけれども、町のほうで後からそのような負担金という形でお支払いするのが76名ということで、直接町のほうで予算を支給しての職員もおりますので、その分の人数がおることはご承知いただきたいと思います。

プロパー職員といいますか、町職員は、特別職、あと一般職、町の任期付の職員、そしてあと派遣でございますが町が直接給料を支払う宮城県職員と柴田町職員という形がございます、こちらにつきましては、特別職は副町長の1名減ということもございまして、4名から3名に減額したものです。あと、一般職につきましては、当初174人分で予算化しておりましたのが183名に、この場合は増員になっております。あと、町任期付職員につきましても、当初11名の予算化でございましたが、保育士等の任期付の増員等もございまして、11人から18名の増でございました。宮城県及び柴田町からの派遣職員は13名で見込んでおったのが11名の人数となりまして、この部分に関しては、202名に対して215名の9月補正の段階での予算措置でございます。その関係の今回の金額をおのおのこちらのほうの給与費から共済費までの中で、あと、特別職の退職手当組合負担金分につきましては、その副町長1名分の減額分まで含めて今回は減額と。若干町に職員分がふえた部分での増額分もございまして、予算措置させていただいたところでございました。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。これは、3月の予算のときにも確認しておるんですが、プロパー職員は175名。そして職員定数310名から、条例ですね、310名から差し引いた派遣職員は135名で見えますよというくどいほどの確認をしていたんですが、問題は、プロパー職員。派遣職員は76名。プラス11名ぐらいあるんでしょうけれども、プロパー職員が183名。これは、なぜこんなにふえたのか。と同時に、人員がふえてる割には4,000万円のプロパー職員の人件費が削減になっているんですね。その整合性がないですよ、幾らあれしても。その確認をまず。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。ただいまのことでございますけれども、まず、当初プロパー職員で見込んでいた数、あと任期付職員で見込んでいた数も含めまして、まず一般のプロパー職員につきましては、退職者はおりましたけれども、現行再任用という形で4月以降も勤務についていただいた方々がございます。そのような方々と新規職員の採用部分がございます、人員的には1月1日現在という形で見込んでいた数よりはふえてしまったというところでございます。任期付職員につきましても、当初の想定、1月1日現在という時点から、保育所のほうの体制を整えるということで任期付職員をふやしたというところで増員になったところでございました。前に、相対的に4,000万ほど減額するという説明の中で、私のほうでちょっと説明不足だったところもございまして、4,000万円減額になるところの主なところにつきましては、まず副町長1名が減額になったところが当然ございまして、これにつきましては、先ほどの給料費から19節の負担金の退職手当組合の負担金のところまで合わせると約1,500万円ほどの減額になります。あと、派遣職員の通勤手当、これにつきましても、派遣職員の数を改めまして人数が減ったものですから、それに合わせた形の通勤手当の減で約500万円。派遣職員の災害派遣手当というものも予算化しておりまして、その部分に関しましても約4,000万円ほどの減額になります。それで、今ご説明いたしましたプロパー職員の人数のプラス部分と、町任期付職員の部分のプラス等々の新陳代謝で逆に1,900万円ほどの増額がありまして、それらを加減しますと結果的には職員の部分では4,000万円ほどの減額があったということで、前回の説明の中でその部分の一部足りないところがございましたので、改めてご説明させていただきました。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。プロパー職員の人件費は町で出すと。派遣職員は国からくるか

らか後で補填されるんですよという再三再四。この前、8月22日の全員協議会でも町長は派遣職員は国から補填されるんだと、そういう認識をしてくれと強くおっしゃっていました。ところが、この補正予算を見ますと、派遣職員の、ここに明記されていますけれども、いわゆる一部は町が持たなきゃなんないんですね。これ、8,000万、9,000万ぐらい、1億弱ぐらいのものが発生しているんですね、これ。当初、予算で135名も派遣職員。実際何名いるんですかといったら88人必要だと。そういう観点からすると、予算のときにべらぼうに水増しで見てたというか、余裕を見てたというか。この辺がこの補正に、いろいろ聞いていくと矛盾点がずいぶん出てくるんですが、その辺は町長、どんなふうにお考えなんでしょう。どこもこういうことをやられたんでは困るということで質問してる。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。まず、ご懸念の部分の関係をお話しさせていただきますと、確かに、先ほどの総務課長の説明の中で、県内柴田町からの派遣職員を町のほうでというふうにお話ししましたが、財源としては、これは国のほうからカバーしてもらえる内容だというふうなことでご理解をいただければというふうに思います。同じ特別交付税として頂戴するわけでございますけれども、町が直接払う人件費として措置する部分、そし派遣元に負担金として支払う部分と、そういう仕分けが出てくるというふうなことでございますので、結果として財源は国からの特別交付税の中で措置されているんだというふうなことで、その部分は変わりはないということをご理解いただきたい。そしてまた、全体的なお話につきましては、以前にもお話し申し上げましたとおり、今までのやり方がこうだということではなくて、やはり確かな見通しをできるだけ持ちながら、1月1日現在で3月の派遣を確定させるのは非常に厳しいところがございますけれども、極力精度の高い見通しを持ちながら、実態との乖離の少ない予算の立て方をしまいたいというふうに考えているところでございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。私は、柴田町とか県内の派遣のやつは、追って公費が来るというのは理解している。問題は、交通費だとか借り上げ住宅みたいな一部町で負担するのは全然ありませんか。全部来るんですか。負担しなきゃなんない部分があるんでしょう、これ。全くないんですか。なければそれだけでも結構ですが、その辺の確認をしたいと思う。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。このたびの震災対応での派遣職員の皆様に対するこちらの町の負担金につきましては、全て震災復興特別交付税のほうで措置していただければということをご理解いただければと思います。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。そうしますと、例えばプロパー職員も含めた、資料の中に入ってなくて、参考になっているというか、これが正確だという解釈でよろしいのかな。プロパー職員の人件費関係の資料をもらったんですが、これにはそのような裏づけがきちんと書いてないということで、ある意味では説明が足りないか、我々のほうの突っ込みが足りなかったのかどうか知りませんが、事実全額来るという解釈でよろしいんですね。わかりました。

次の質問に入りますが、プロパー職員が適正化計画では170名になっていますよね。27年11月28日の予算を組むときもそうになっている。当然、今度の予算を組むときも175名だということで、適正化は170名だけれども。ところが、今現在、プロパー職員何人になっていますか。215人と40名もふえてるんですよ。それはどうお考

えですか、町長。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かに震災前の計画の中ではご指摘のとおりでございます。しかし、大変な予算執行をしている中で、全国からの応援も頂戴しながらの町政運営というふうなことでございまして、やはり、一定期間については町としても自助努力としての職員の確保というふうなものも必要でございますので、今、任期付職員なり再任用職員を中心として、従来の、震災前の職員定数の考え方からは上回る体制で執行しているというようなことでご理解いただきたいというふうに思います。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。町長、どうも認識が間違っていると思いますよ。震災前に170名じゃない。先ほど言いましたが27年、震災後ですよ、平成27年11月に170名というの、ちゃんと書類に出ているんですよ。適正化人員は170名であると。ただし、いろんな状況からしたら170、当時は174名でやりますよと。今回の予算のときにも175名は適正かなと、多少。それが今215名になっている。先ほど震災前が170名というようなお話だけ。平成27年11月の話です。ちゃんと資料がありますので間違いありませんが。そういうことで、どうもプロパー職員が足りないかなということで、いや、あっち足りない、足りないのはわかりますけれども、どんどんふやしていっていると。結果、今どうなっているかということで、先ほど215名にもなっているんですよという、その状況をどうお考えですか。ちゃんと資料出ているんですから。215と。説明、今回の補正のための背景に資料として出ているんです。それを確認しているんです。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。わたくし、先ほど、少し認識不足だったかなというふうに思います。確かに、職員、適正化管理計画の中では、震災前の数を踏襲しているというふうな部分、それは議員ご指摘のとおりでございます。それを上回る人数については、この特殊な事情の中でのいわば暫定、期限付の職員の確保というようなことでご理解をいただきたいというふうに思います。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。そういう意味で足りない部分を何とかしようということではありますが、平成24年、震災の翌年に一番ピークだった790億ぐらいの予算を扱ったときにも、こんな人数にはなっていないんですね。それが、今は300名を超えた。215名のプロパープラス88名、86名でもいいですけど、その派遣職員を足したら300名を超すんです。303名になるんですよ。私が心配しているのは、プロパー職員が足りなかつたら補充するのは結構ですが、これはあと40年分は保証しなきゃない。人件費も。分限制度があつて辞めさせるわけにいかない。そうすると、後世に非常に財源の負担を引き継いでいくということになっちゃう。向こう40年間、長いこと。18歳で採用すれば42年間採用しなきゃない。あるいはもっと長くなるかもしれない。あと5年。そういうことからすると、財政が非常に心配だと。毎年こういう方式でやっているということに問題があつて、来年はぜひこんなことはやめてほしいということも含めて確認している。この補正は、補正するのは当然で、私はよろしいと思うんですが、ただ、その辺の認識がどうも曖昧になっているところに問題があるんで、しっかりしてほしいという意味で質問しているんですが、町長、どんなふうにお考えでしょうか、その辺は。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。プロパー職員の内訳をもう一度再確認していただけるとありがたいんですが、一般職員については183という今回の補正の段階での数字がございまし

て、任期付がプラス18名というようなことをございます。任期付はご案内のとおり、今の非常時を考えた場合の任期ということがメインでございます。それと、やはり、大分ピーク時から見ますと、事業量、予算、震災前に近づきつつあるとはいえ、まだまだ3倍を超える状況があるわけでございますので、それに加えて、震災後を見据えた町のにぎわい、活力というふうな部分での、あるいは子育てという部分も念頭に入れながらの体制整備も並行してやっておりますので、その辺についてもご理解を賜ればありがたいと。一般質問の中でもお話しさせていただきましたように、やはり、落ちてきている中で町が対処しなくちゃいけない分野、そちらについては、やはり一定程度の人員を確保していきませんかとなかなか課題を解決するのが難しい状況がございます。もちろん一方では、必要な部分はスリム化、委託等々含めまして、スリム化をあわせて対応していくことが必要だというふうに思いますが、そういうふうな流れがございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。任期付職員は、恐らく3年後ぐらいでしょうけれども、18名いると。これについても、再任用があり得るということで、大体任期3年で採用しても、大体任期、そのうちの半分以上はさらに採用という形になっていくと思うので、これについては、いずれ一度3年、5年ぐらいである。ただ、170名の中と言っている予算の中でどんどんふえている。9月を見ても、4日に2名、行政職、土木職含めて2名採用しているんですね。9月14日に今度は6名の募集をまたしてますよね。これは多分、任期だとか、来年度に備えての対応だと思うんですが、辞める人もいるかもしれませんけれども、どんどんこうやってプロパー職員を募集していくと。足りないから募集するので、これはまあある程度わかりますが、当初もうちょっと熟慮的積み上げて、こういう仕事あるからこうだというものをやっているんだというふうに解釈したら、どうもそうでないのではないかと、最近疑いを持たざるを得ない。言葉はよくないけれども、どんぶり勘定でどうも人件費を組んでいるんじゃないかと。人員を。そのような感じがしてしょうがない。こんなことでは、将来の財政に非常に大きな負担になってくるのではないかと心配をするんですが、どこの自治体もこんなやり方をやっているんでしょうか。副町長、こういうやり方でいいのかどうか。よそもこんなことでやっているのかどうかというのを確認をしたい。

副町長（武田健久君）はい、議長。人件費の考え方については、全く議員のおっしゃるとおりだと思います。そうした中で、派遣をもらっている一方、そこで、派遣で来ていただく職員も年々減少しているという中で、町の後世の財政負担が大きくなるように任期付を採用したり、あとは再任用をできる限り採用したりとか、そういった形で努力をしているところだと思います。そうした考え方については、どこの町村でも、市町でも、被災したところでは同じように組んでいるのではないかと思います。そして、基本的には、一つ一つのデータ、組織ごとの事業を積み上げて必要数を出した上で、必要な人員を計算していくという形でやっているものというふうに思っております。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。組織変更もあるでしょうし、いろんな意味で各課ごとに仕事の内容を精査して、何人要るということを含めて積み上げて人員、これぐらい必要だと、こういう事業をやるためにこれだけ必要だということであるべきだと思う。先ほどときに、やあ、震災後、前と違って3.5倍、4倍の金額の事業をこなしているんだから増は当たり前だというお話、それは当然だと思う。ところが24年、先ほど言いまし

たけれども、790億円の取り扱いのときの人口、今年度はこの予算は200億円を切ったぐらい。200億前後ぐらい。3分の1、4分の1ぐらいの予算。ところが、過去最高の人員になっているんですよ、これを見ると。途中経過と言いながらも。こういうことでいいのかという警鐘を含めて、もうちょっとしっかりと人員管理というか、して、いわゆるそれで町民のために仕事に影響するということでは困るわけで、仕事の中身、優先順位、あるいは外部に出すものは出すなり、あるいはよそで今は緊急でやらないくてもいいものは外部に出すなり、まだまだすべきだということを申し上げると同時に、いずれ間もなくこの議会が終われば、来年度の予算の編成になってくるわけです。二度と同じようなことをしてほしくない、すべきではないということで、この問題を今、補正のやつを、この金額を細かく言うとまた時間がなくなるので申し上げませんが、その件だけ申し上げておきたいと思います。最後にもう一度、町長の所見をお伺いしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。我々としては、少ない職員体制の中で、膨大な復興事業を取り組んできているわけでございまして、そのマックス、ピークと平常時に近い形に向かう中で、新しい組織再編をいかにあるべきかというふうなものについては、これまでのいろいろなご指摘、やはり経験もしっかりと精査をして、新年度に向けて予算と実態の乖離の少ない体制を敷いていきたいなというふうに考えているところでございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。3月の前回の定例会で確認しましたが、余分な分は9月で補正しますと。それを前提として予算を組んだのが310名で組んだので、職員定数も310名を見直しますという回答をいただいていたんですが、今回は議題にも載ってこなかった。ということは、来年も310名で予算を見ていくというような、いっぱいで見えていくという可能性があるんですが、その辺は、現状よりもふえるということは、私はとても考えられないし、考えるべきではないと思う。であれば、現在のプロパー職員が191名になっているのかな、現在は。ですから、最大でも190名ぐらいで見るというのが妥当だろうと思う。目標は170名ぐらいにしても。私は基本的にそう思うんですが、そういうお考えがあるのか。と同時に、条例定数はここ5年間変えてないんですから。24年に変えて以来一切かわっていません。定数条例が310人。これはやっぱり変えるべきだと思うんですね。当然、激変的に変わっているわけですから。そういうお考えがどうも表明されなくて、来年だというお話。私は来年でなくてこの予算で今議会でやるべきだということを申し上げただけで出てこない。それについては、町長、どうお考えなのか。なぜ出さないのか。出ないのか。不思議でしょうがない。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。定数改正につきましては、確かにこれまでの震災後の事務事業が年々増加するというふうな中で、一定の外部からのマンパワーの確保も含めて、一定の見通しとして310名ぐらいということで推移をしてきているわけでございます。この310名という定数が、改正したときに、どの時点までどういうふうに推移するかという確かな見通しというのは、なかなか持ちえない部分もあったわけでございまして、結果として、今ご指摘のような点もあるわけでございます。おかげさまで、もう少し辛抱すればという時期まで来ておりますので、ご指摘のような実態に即した職員定数条例のあり方というふうなものについては、今回は間に合わなかったんですが、新年度に向けて現実的な定数を整理しながらご提案を申し上げていきたいなというふうに思っております。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。3月の時点では、9月に出しますという話だったのが、議会との約束がどうも守られていない。今の話だと、新年度に向けて出すという。新年度、来年度はもう町長選挙がありまして、2人立候補すれば確率2分の1だし、3人立候補すれば3分の1と。1人であれば100パーセントでしょうけれども。来年度のことは来年度の新町長、どなたになるかわかりませんが、任せるべきで、その前に来年度ぎりぎりに計画を組む段階で、そのときに組織変更して人員見直しなんていうのは、ちょっとやっぱり、暫定予算で骨格予算で組むわけですから、これは私はすべきではないと。じゃあ、ならば、今やっておいて、先の見通しをちゃんとつけてやっておくのが筋だと思うんですね。来年度のやつをぎりぎりになって来年3月に組織はこうします、人員はこう減らしますって、これはちょっとやっぱり、範囲といいますか、ちょっと違うんじゃないでしょうかね。私はすぐやるべきだということを申し上げておきたいと思えます。これは、次回にでも出してもらおうという前提で、再度そういうことにして、2番目の質問に入ります。

2番目の質問は、8.6.3の19都市計画復興推進費の中の被災者支援の問題です。これは18ページ19節の負担金補助金ということで3,100万円。津波被災住宅再建支援事業補助金ということで3,100万。これは、6月のときにも出てまして、あるときには、例えば3種区域に自宅を再建して住んでいる方に100万円追加して出しますよと。それ以外のことももちろんありますが。その前提となったのが、5千5、6百万円の前に補助金を出したんで、余裕があるときかな、あったと。その分を再配分しますと。その再配分の前条件が、前に補助金交付金を出したときには、3市街地とかに随分優遇したと。何とかあそこに集めようということで優遇した。その結果、いろんな問題が出てきて、その是正のための、なるべく格差をなくすというか、あそこの部分とは別ですが、ほかと格差をなくす補助金を出しましょう、支援を出しましょうという前提。それを配分しましょうと。ところが、6月に出てきた案は、3種で自宅再建、例を挙げれば3種に出てきた人に100万を追加で出します。ところが、1種、2種には一切出ませんよという新たな格差がここで発生しているんですね。格差を埋めるところか、新たな格差を出した。被災を受けた方は、1種であろうと2種であろうと3種であろうと、津波の被災を受けて全壊した、半壊した、みんな同じ。全壊した人と半壊したというのは条件が違って多少色はつける、変わるというのはある程度やむを得ないと思うんですが、被災した場所によって変えるというのはちょっと基本的には。その場所を決めたのは町なんですからね。それに基づいて公平に100万をやるというのが本筋だと思うんですが、出なかった。議会でも大分働きかけて、今回50万。これは、50万出してきたことについては評価はします。だけど、50万ではまだまだ不公平感がある。不公平だと。例を挙げれば、牛橋とか花釜で2種で自宅再建これからしようとした人に、かさ上げすれば補助金出しますよという、またプラスの補助金。ところが、被災して水害受けても、住めるところは直して。ところが、道路から新築する以上のかさ上げになっている住宅がほとんどですよ、私が見てきて。そこにも3種と同じような補助金を出すべきなのに出不さないというのは一体どういうことなのか。まず、町長の見解をお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。この支援制度については、議員もとくにご案内のとおり、震災直後からいろいろと工夫をしながら制度を積み上げてきたというふうな経緯からあるわ

けでございます。そういう中で、確かに区域設定をしたのは町だというふうなことでございますけれども、これはやはり、防災集団移転事業の活用、利用というふうな兼ね合いもございまして、1種、2種区域については、基本的に移転促進区域だと。本来住むことが推奨できず、安全な地域への移転を促すという、そういう方針との整合というものをとらなくちゃならないという、こういう基本的な考え方でやってきましたし、あくまでも、支援については、住まい、建物に対する支援というようなことを前提として取り組んできた経緯がございます。そういう中で、議員からも今ご紹介ございましたように、1種、2種についても、修繕等を施す中で、現地で現に生活されている方もおられるので、そこに着目をして一定の支援をすべきではないかというようなことも再検討する中で、一定の支援措置を当初は100万、そして今回さらに50万を上乗せして、生活再建を後押しをさせていただくというようなことで取り組んできたところでございます。一方では、議員もご案内のとおり、津波のエリア、あるいは津波の、わかりやすく言うと危険区域の周辺でも一定の津波の浸水があった区域もございまして、あるいは津波とまた違った丘通りの地震による被害、これの関係もございまして、やはり、そういうものを一定程度見渡したときに、そういうものも勘案する必要があるだろうと。全体のバランスも一定程度見る必要があるだろうと、そういうふうな思いのもとで、今回の支援の_____というふうなことにさせていただいたところでございます。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。どうも、町長は、論理の展開といいますか、拡大と。もともと津波とか震災を受けたところの、この前6月に追加の補助金を出したときの前提として、あの部分で、1種、2種、3種で被害を受けた方に均等にといいますか、平等にといいますか、格差のないような支援をしようということで。今の話だと、それプラス全然丘通りの話なんか。丘通りの話をするのであれば、そのときになぜもっと3種に100万とかじゃなくて、もっと全体を考えた5、600万の配分とか考えるべきで。100万とかも出しておきながら、今度別な話を条件を持ってくるというのは、もう全然話が違いますよ。同じ枠内で、同じ土俵で話をして、公平にすべきだということを申し上げているだけで、決してどうのこうのと言ってる……。その辺が、論理のすりかえをしてもらっちゃ困るんですね。町民は納得しないと思いますよ。どう思いますか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。ですから、もともとは住宅の再建支援というふうなことに着目をしてきているわけございまして、1種、2種の現地再建での生活支援については、そこだけのエリアに対する支援でございます。ほかのエリアについては、生活再建支援という形での支援策は講じていないという部分もございまして、やはり、その辺の前後関係の一定の違い、差というのは、これはやむを得ない部分があるんじゃないかなというふうに考えてございます。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。町長からすると、やむを得ないんじゃないかというようなあれですが、実際被災した町民は、津波あるいは地震で被災したのは同じなんですよね、別に。そういう意味で、憲法のもとにもみんなに保障されているはずなんです。それをなぜ差をつけなきゃなんないのかと。当初の差をつけたのはもう終わったから。今度、差をつけないようにしましょうという方針で出した金額のはずなの、なぜこう差がついたのかというのが非常に疑問。端的に言うと、2種と3種で3種は出るけど2種は出ない。それは、名目、生活支援であろうと建物補助であろうと名目なんかどっちでもいい。困っているのは生活支援に困っているわけですから、それが一部カーテンに使われ

ようが、内部の工事に使われようが、生活に使われようが、それについては用途について制限するわけではない。やはり、被災された方に補助、支援をしましょうという感覚でももちろん支援するという業務的な気持ちがあれば、いろんな名目は何とでもつけられる。そういう考え方があるかどうかというのが基本。どうもその辺が見えないから問題だという。こんなことを何回も言ってもあれですが、今回の50万かな、56戸と。これは1種、2種、笠野地区が14戸、そのほかの牛橋とか42戸という、2種の地区42戸あるわけですね。単純に56戸から引くと。これ、往々にして、笠野地区だけがわあわあ言っているように聞こえるかもしれません。そうじゃないんです。笠野も含めてですけども、牛橋とか、花釜の方たちも2種、この方たちも非常に苦労している方がたくさんいるんです。なぜそこに目を向けないのかという。そういう意味で、50万でなくて、今回の50万は、それは半歩進んだから、これはこれで評価しますけれども、さらに50万円をやるべきだということですが、その辺は町長、検討する考えがないのか。私は、財源はあると思う。いろんな意味で見ると、それなりの方針さえ決まれば出せるはず。したがって、この3,100万円ではなくて、今回は例えばこれでいいとしても、至急追って今度の臨時議会でも何でも、さらに50万を追加するというを出すべきだと思うんですが、そういうお考えはないのかどうか、検討する余地も全くないのかどうかの確認したいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。これまでの積み上げてきた基本的な考え方との、やはりこういう制度というのは、整合性というのが大事でございますので、その枠組みが崩れない範囲がどういう行動なのかというようなことは、これは慎重に取り扱うべき性質のものじゃないかなというふうに思いますので、現段階でのあれというのは、今回提案させていただいた範囲でお願いをしたいというふうに思います。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。今回の提案したのはこれをお願いしたいという話。ですから、その先のことを今お尋ねした。これで終わりじゃないですよ。再検討しますという考えがあるのかないのかはつきりお尋ねしたい。私は、検討すべきだということで申し上げているんですよ。幾らかでも。それからどうなのか。とにかく100万のね、財源は恐らくあると思う。ですから、そういうことを考えるべきだと。前にもご紹介しましたけど、岩沼市は、新浜、阿武隈川の脇に14戸はやっぱりあるそうです。ちょうど笠野みたいな感じで、移転してほしいと言ったけれども、なかなかいろんな事情があって移転しなかった。だけど、そこにもほかの地区と同じように支援してますよという。これは井口元市長の肝いりというか指示でそうしましたとはつきり言っていました。ですから、これはよその例かもしれませんが、そういうことも町長の判断でできるという。整合性と言うけれども、私はいろんな意味の、別な意味の平等という整合性からいったら、やっぱりこれは考えるべき問題ではないかということで、この問題に、こういう5,600万円が出たときの補助、どうするかという時点からもうこれは申し上げた。一貫して私はこの姿勢、考え方は変わってないんですが、町長、ぜひその辺を考えてみると。今後ともわたしは、この問題についてはずっと追っかけていくつもりでありますので、ぜひ再検討するというを宣言してほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。再検討はやぶさかでございますけれども、先ほど申したように、やはりこの制度の根幹をなす部分との関係、あるいは、議員は問題のすり替え的なというふうにおっしゃるかもしれませんが、やはり、例えば丘通りでは、大規模

半壊以上でないとかこの制度の適応にはなっていないという側面もございしますので、やはり一定程度そういうものを検討しながらでないとか、なかなか、はいわかりましたというふうなわけにもいかないところがございします。余り期待を持たせるような発言をしますと、またいろいろと語弊がございしますので、我々としては、やはり既存の支援制度、内容、それと、これまで日の当たらなかつた部分も含めての関係を一定程度考慮しながら検討というふうなことであれば、そのようなこともやぶさかでないというふうに考えております。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。検討するというので、今、余りここでいいような返事はできないけれどもということ、ということは、裏を返せば検討する、そういう方向で上積みを検討するというふうに私は解釈した。この場では言えないけれども、本心はそういうことだろうというふうに、町長の考えだろうと。そうでなければ、きちんと否定してもらえばいい。否定しないということはそれなりというふうに解釈して、私は今後ともこの問題は追っかけていきますので、あとは堂々巡りになりますので、これで質問は終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

1 1 番（橋元伸一君）はい、議長。今私が聞こうと思ったことを全て岩佐議員が質問していただきましたので、岩佐議員が言ったように、同じことを堂々巡りする気はありませんので、ちょっと違った部分で私が気がついたところ、ちょっと1つ、2つ、お聞きいたします。

町長は、先ほど来から、岩佐議員の質問に対して、バランスとか整合性という言葉が使われていますが、被災者、1種、2種、3種、新市街地、それ以外、いろいろあります。そのこの部分の補助金の差、この場ですぐ答えられますか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。私の手元には、たまたまそういう資料も用意してございしますので、ご紹介はやぶさかではございせんけれども、具体的な数字については、担当課長のほうからお答えをさせていただきます。（「いや、いいです」の声あり）

1 1 番（橋元伸一君）はい、議長。いえ、私は町長がその場で資料も見ずにすぐ出てくるかということを確認したかったんですね。すぐ出てこないようなので、私から言わせていただきますが、利子補給、あとで手続をしなければもらえないものは別として、今ここに言っています住宅再建と津波被害という言葉が入っています。その中で、まず、町の指定した3カ所の新市街地に行った人たちは600万もらえます。それ以外の町内に移転した方は450万もらえます。私が住んでいる3種区域で再建すると300万もらえます。1種、2種区域は100万しかもらえません。3種区域と1種、2種区域だけでも200万の差があります。新市街地と比較したら500万の差があります。先ほど、岩佐議員も言いましたけれども、差を埋めるために、町長は、先ほどから、住宅再建なんだからできないようなことを言っています。ただ、私が一つ、今回町長に対して感謝しているところは、住宅再建ではなく生活再建という言葉を使って、それで何とかして1種、2種の対象外になっている、対象外といいましても、それは町が決めたことですから、そういう対象は人間が決めたことです。先ほど哲也議員が言ったように、町長の判断でどうにでもなると私は思っているんですけども、そういうところに一筋の優しさといえますか、そういうのが見えまして、100万、生活再建ということで2年前に出しました。支援をしました。今回、そこに対してさらにその差を埋めるということで、6月の議会で提案された。私は、その時点で1種、2種の方たちもてっきり対象になるもの

だと思って期待していました。それが、そうではなく対象外にされ、しかし、6月の段階で、今回がもう予算的にも最後ですよというようなことを言ったと思うんですが、今回9月で補正の中でさらに50万上積みをして出していただきました。それには感謝はします。しかし、やっぱり3種と同じ100万円を出すべきだと私は思うんですけども、出せないのではなくて出さないとしか私には感じ取れないんです。先ほど来から、丘通りの地震でというのも出ていますが、ここにいる議員、多分全員、丘通りの方たちも支援したいんですけどもこういうふうにしたんだと提案されたら、誰も多分反対する人いないと思います。そういうふうな提案は出ていません、今回は。ですから、そういうふうな、やっぱりすりかえる部分というのはおかしいと思うんですね。せっかくいいことを提案してきたわけですから、ここの部分について議論をしているだけですから、ここの部分に関しての町長の考え方を伺いたしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。基本的な部分につきましては、先ほど岩佐哲也議員にお答えしたとおりでございますので、それ以上のものもそれ以下のものもございません。ただ、執行部としては、やはり予算の執行状況ですね、また全ての皆さんがこの制度を活用されて、終わっているというふうな中で、執行残がこれくらいあるというふうな部分が確認できれば、まだいろんな考え方も出てくるかもしれませんが、まだそういう状況ではございませんので、今の段階での見通しの中で一定の、この枠組みを見直しをしてきていると。あるいは、その対象エリアもそうであるというふうなことをご理解いただきたいというようなことでございます。少なくとも、新市街地での政策、誘導なり、いわゆる禁区域のエリアごとに被災の状況が異なるというふうなところに着目をしながらの支援、制度の構築ということでございますので、その基本的なところはご理解いただかないと、どうしてもこの議論は平行線にならざるを得ないというふうなところもございまして、よろしく願いいたします。

11番（橋元伸一君）はい、議長。哲也議員と同じで、このことに関しては、今町長も言ったように平行線だと思いますけれども、余ったらやるって、物乞いじゃないんですから。余ったらやるってことはないですよ。国が交付金を出したのは、被災者を助けるためです。最初にそういうことを振り分けして、それで、極端な話、被災者支援がそれで余ったら違うところに使うべきじゃないですか。よそで使って余ったのを被災者に回すって、おかしくないですか。もう、言っていることめちゃくちゃですね。ですから、もう私、実際ここまで言おうとは思ってませんでした。町長の今の考え方を確認して終わらせようと思ったんですけども、今のを聞いて、本当、びっくりしてしまいました。余ったから出す。そういうことがよく出てくるなど。これ以上話をしても本当に平行線だと。先ほど、岩佐哲也議員は、前向きに検討するようなふうに解釈したと言っていますが、私は、逆に、多分やる気はないというふうにとりましたので、このことに関してはもう話をしても無駄だと思いますので、この辺で私も、この件に関しては終わりにしたいんですけども、ちょっと一つだけ、先ほど言った、余ったから上げるという、そういう部分に対しての町長の何か訂正なり謝罪というのがあればどうぞ。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。橋元議員は、時間が推移した中でおっしゃるから、そういう受けとめ方なりを言うわけですよ。よろしいですか。25年の段階で、どういう被災の、再建の実態が把握できたんでしょうか。そこでいろんなケースが出てくるわけですからね。まだ、新市街地のほうの造成も終わっていない。確かに、意向調査の中で……。（傍

聴者からの声あり) 周辺情報をお話しをしなければ理解できないでしょう。余計なあれは入れないでくださいよ。

議長(阿部 均君) 傍聴者の方は私語を慎んでください。傍聴規則に則りますと、もうとっくに退場処分になっておりますので、申し上げます。(「議長、11番」の声あり) 町長、答弁ね、まだね。

11番(橋元伸一君) はい、議長。聞いたことに答えてほしいんですね。議会ですから、聞いたことに答えてほしいんですよ。聞いてないことをしゃべられても時間、無駄です。ですから、聞いたことに対して答えてください。(傍聴者からの声あり)

町長(齋藤俊夫君) そうですね。制度設計の当時がどういう状況の中で200万円と50万円という、こういうところからスタートしたわけですよ。それは、担当部署がいろいろ状況把握をしながら、こういう形を少しずつまちづくりが進む中でつくり上げてきたわけです。(「議長、11番」の声あり) 決して、余ったからどうのこうのじゃなくて……。

11番(橋元伸一君) 私が聞いたのは、さっき言った余ったものを上げるということに対しての謝罪か何かあるかということでお伺いしたんです。それ以外のことは聞いていません。全てわかった上での質問ですから。

町長(齋藤俊夫君) だから橋元さんね、謝罪とかということじゃなくて、私から言わせれば……。

11番(橋元伸一君) 謝罪か訂正です。

町長(齋藤俊夫君) 謝罪も訂正もございません。(傍聴者からの声あり) ちょっと待ってください。経緯、経過の説明をさせてもらわないとわからないでしょうというふうな意味でお話を申し上げているわけです。議会度一緒にやりとりしながら制度を積み上げてきたわけですから。(「はい、もう結構です」の声あり)

議長(阿部 均君) この際、暫時休憩といたします。

傍聴者の方に申し上げますけれども、傍聴規則の11条に全て抵触しておりますので、これ以上私語があったり、いろいろやじが飛んだり、拍手とかありましたら、退席処分になりますので、申し上げておきます。

再開は25分といたします。

午後2時15分 休憩

午後2時25分 再開

議長(阿部 均君) 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(阿部 均君) 11番橋元伸一君の質疑を許します。

11番(橋元伸一君) はい、議長。先ほど、いろいろ町長と話しましたが、やはり平行線で、これ以上は進みませんので、私もこれで終わりにしたいと思います。

議長(阿部 均君) ほかに質疑はありませんか。(「休憩」「賛成」の声あり)

議長(阿部 均君) ただいま、5番伊藤貞悦議員から休憩動議が出されまして、今、賛同する方が1名以上おりますので、この際、暫時休憩といたします。

午後2時25分 休憩

午後2時27分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）休憩中に、11番橋元伸一君、それから4番岩佐孝子君より修正動議が提出されましたので、直ちに議運を開催し、取り扱いを審議したいと思いますので、議運の皆様、直ちに第3委員会室にお入りください。

この際、暫時休憩といたします。

午後2時27分 休憩

午後3時10分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）提出されました修正動議の写しを配布しております。

これから、修正案について、提出者から説明を求めます。11番橋元伸一君、登壇願います。

11番（橋元伸一君）はい、議長。平成29年第3回山元町議会定例会補正予算修正動議。11番橋元伸一です。

私は、平成29年第3回山元町議会定例会において、ただいま議題になっています議案第54号平成29年度山元町一般会計補正予算（第3号）について、一部修正することを提案いたします。6月議会の津波被災受託支援制度の拡充において、対象外とされた津波防災区域1種、2種区域の56世帯に対し、これまでも議会で取り上げられ、求められてきた支援策が実現しました。しかし、まだまだ不十分な内容のものであり、本来なら、被災者全てに等しい支援策が求められている中、今議会において、生活支援金として改めて支援拡充の補正予算が提出されています。しかし、なぜ3種区域と同額ではなく差があるのでしょうか。もともと、支援内容において1種、2種区域の世帯に対する支援策に相当の差があり、さらには、新市街地との支援策にはもっと大きな差がある中、不公平感は拭えません。さらに差を広げることに対して、到底納得のいく内容ではないことから、せめて3種区域と同額にするべきであると考えます。よって、私は、平成29年度一般会計補正予算（第3号）について、一部修正を發議いたします。

お手元に配布した資料をご覧ください。

議案第54号平成29年度山元町一般会計補正予算（第3号）に対する修正動議

上記動議を地方自治法第115条の3及び山元町議会会議規則第16条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

1ページをご覧ください。

議案第54号平成29年度山元町一般会計補正予算（第3号）に対する修正案。

議案第54号平成29年度山元町一般会計補正予算（第3号）の一部を次のように修正する。

第1条中、10億8,602万9,000円を11億1,402万9,000円に。
169億5,754万6,000円を169億8,554万6,000円に改める。

2ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正の一部を次のように改めます。

対象家屋世帯数が56戸。50万円ずつですので修正する箇所は全て2,800万ずつの増額になります。記載のとおりですのでご覧ください。

3ページをご覧ください。

平成29年度山元町一般会計補正予算（第3号）修正に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書1総括。こちらも全て2,800万の増額になりますので、記載のとおりになります。

4ページ、歳入歳出ですけれども、18款繰入金2項基金繰入金1目基金繰入金7節震災復興基金繰入金。こちらも2,800万の増額になります。こちらは、震災復興基金の取り崩しを2,800万ふやすものであります。

歳出。8款土木費6項都市計画費3目都市計画復興推進費19節負担金補助及び交付金。こちらも2,800万円の増額で津波被災住宅再建支援事業補助金、これを2,800万円増額するものであります。

発議者山元町議会議員橋元伸一、岩佐孝子。山元町議会議長阿部 均殿。

以上提案いたします。

議長（阿部 均君）これから修正案に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。1番岩佐哲也君の質疑を許します。

1番（岩佐哲也君）提出者に不明な点についてちょっと質問させていただきます。

1つは、この資料の4ページにあります歳入、2,800万プラスと。基本的には100万あれするのは私も大賛成ですよ。大賛成なんです、確認という意味で、4ページの歳入、震災復興基金繰入金6,800万。4,200万から6,800万。2,800万足していると。これは、町との確認といいますか、財源は全然資料も載っていませんので、その辺は確認をとれているのかどうかの確認をちょっとさせていただきたい。

11番（橋元伸一君）これに関しましては、財政課のほうにお願いをして資料をつくっていただきましたので、確認をとれているものと私は思っております。

1番（岩佐哲也君）そうすると、最終確認というにはちょっと問題があるのかなという印象を受けますが、その辺は、これは町のほうに聞くわけにいかんでしょうから、提出者だけに聞いているわけですからね。わかりました。その辺はまだ大丈夫だろうという感触だけれども、はっきりした確認額はとれていないということに解釈していいわけですね。

11番（橋元伸一君）ここに関しては、基金の取り崩しの中で、6月の議会の中で基金の残高が記載されていますけれども、確かにその残高を足しますと、予定価格であれば400万のマイナス、足りないという部分があります。ただ、今までのその基金に関しての予算が、私の計算ですと、一部充当している部分でほかから持ってきて使っていないところがありまして、最終的に精査をすると、正確な数字というのは私もつかんでいないんですけれども、その400万以上の精査した部分での予算は出てくるということで、そういうふうなことでというのは一応確認はしたんですが、大丈夫ですとはっきりは聞いていませんが、だめだと、そういうことはありませんというのも言ってませんので、私の中では、精査する中で、その中に納まるというふうに解釈して、今回このような形にしております。

1番（岩佐哲也君）なぜそのような確認をしたかといいますと、3種に100万ずつ加えるという案があったときには、5,500万のあれがあったんでということで、それが2,8

00万引けば、今度補正がある、3, 100万かな、言っていましたから、2, 400万しかない。今度は2, 800万ですから、400万足りなくなるからという今説明があったのでね、その辺の確認はとれているのかという確認をしたということ。それで、次の質問に入りますが、実はこれ、増額補正というのは非常にまれなケースでして、なぜかという、この自治法97条にも書いてあるとおり、皆さんご存知のはずですからあえて申し上げませんが、予算の提出権限というのは町長にある。ただし、議会でも提出、修正、その他も含めてできるのはできると。ただし、これの97条の2の補足にこういうことが書いてあるんですね。あくまでも、増額修正については、町と議会の間で調整つくならば、可能な限り調整すべきだということの前提。その上で出すことというのが望ましいというか、そうでなければいかんということでもないんでしょうけれども、望ましいとわざわざ書いてあるということは、そういうふうにあるべきだという記載。その辺の説明をもう一度ちょっと、どんなに町長と打ち合わせしたのかという背景を聞かせていただきたい。

11番（橋元伸一君）これに関しては、私も議長からアドバイスをいただきまして、2日前ですかね、おととい町長のほうに伺いまして、1時間までは行かなかったかな、4、50分だったと思いますが、町長と話をさせていただきました。その時点では、協議とか議論ではなくて、行ったときに町長のほうに、きょうは一議員としてお願いがあつて来ましたということで、この今回の予算に関して、町長のほうに、やっぱりいろいろ考えた末、50万というのはおかしいと。町長はいつもバランス、整合性ということをおっしゃっているんですけども、そのバランス、整合性の中でもとれていないということを訴えまして、何とか100万にしていただけませんかということで、そのときは、事務局長も同席していただきましたけれども、何度か町長に頭を下げさせていただきました。しかし、40分、50分話をした中で、私の思った回答はいただけませんでした。その時点で、あした、あさって、まだありますので、何とかその間に考えを変えることができないか。後でいいので、この場ですぐということではないので、考え直していただきたいということでお願いをして帰ってきました。きのう、町長からお話をいただきまして、また呼ばれまして話をする中で、やはり今回ちょっと無理だというお話をいただきましたので、その場は大した時間ではなかったと思います。もう、前日に私も町長には話したいことは話しましたし。町長のほうもすごく丁寧に優しくお話をさせていただきました。その中で、町長からも、言っておきますけれども、大変申しわけないんだけどもという言葉を使って、今回はちょっと無理なんだという話もいただきました。しかし、やはり、どんなに丁寧に説明されても、私の中ではちょっと理解ができないということで、納得がいかないんだということで、きのう、町長室から出てくるときに、町長には、申しわけないんだけども、あした修正を出させていただきますということをお伝えをして出てきたと、退席してきたいということです。以上です。

1番（岩佐哲也君）今、橋元議員の説明によりますと、町長とも何回か丁寧に、沈着冷静に話し合いをしたということで、そういう手続きも踏んだということはよくわかりました。しかしながら、100万を出すべきだという考えに全く私も同感であります。この方法しかなかったのかということについては、多少私はじくじたる思いがある。なぜかといいますと、やはりこの増額修正というのは極めてまれなケースでして、何回も使うような手ではない。相撲で言えば、ある意味では禁じ手に近いような手法だと。決して絶対

だめだということではありませんけれども、そういう意味では、町議会にかかわっている者としても、できるだけこういう方法は避けてやる。もちろん、その趣旨を町長がくみ取ってくればそんなことはないという前提もあるんですけれどもね、当然ね。やはりこれは、町長、執行部もそうだし、議会としても、よそに、山元議会、山元町政はどうなんだと言われないような議会であるべきだという観点からすると、別な方法はなかったのかなと思うんですが、その辺の検討はされたのかどうか、ちょっと提出者にお尋ねしたいと思います。

11番（橋元伸一君）先ほど、質疑の中でも岩佐議員も町長のほうに聞いていましたけれども、今後、50万を追加で支援するというようなことを前向きに検討、考えていただけますかというふうな質問をしていました。哲也議員は優しいのかどうか、前向きに検討するとったみたいなんですけれども、私は、ここ6月からずっとこの件に関して質問をしたり、きのう、おとといと町長と話をさせていただいた中で、町長にも同じ質問を私もしました。しかし、そこでいい返事は一切いただけませんでした。6月の段階で、予算の関係上、もうこれが最後ですという言葉がありましたので、先ほど質問の中で言ったように、ここで終わりだと言った中でも今回追加で50万ずつの追加をとっていただいたと。そのことに関しては、私はさっき言ったように感謝はしています。ただ、予算があるのになぜちゃんと同じように平等に100万にしないのかと。もうここで、禁じ手という言い方を今哲也議員はしたんですが、私としては、もうここまで話をさせていただいて、次とか、その次待っていてももうだめだと思ったんですね。今回、ちょっと話が違いますが、県道の件、浜通りの県道の件もそうです。3年、4年前に一度請願が出され、否決され、2年前にもう一度請願を出し、それも否決され、今回、県のほうの配慮によって、このような形で県道のことがまとまりましたという言い方はおかしいんですが、住民の方たちが同意するという形で話が進んだんですけれども、これを進める中でも、やはりどんどんどんどん事業が進んでしまっただけでできなくなったというのがいっぱいあったんですね。ですから、本当は4年前に動いていれば簡単に済んだことが、もう今の段階だからできないんだという部分がありましたので、それがもう頭の中には私にはありましたので、ここでもうやらないと、どんどん予算がなくなります。先ほどの過疎、それも同じです。90何億円、それが全て補助ではありませんので、幾ら貯金があっても、どんどんどんどん吐き出していますから、もうその支援に使えるお金だって、どんどんどんどん使っていますので、もうこの場で、もうぎりぎりの段階で、もうここで何とか修正をしていただいて、少しでも差を出さないように。同じ被災者なんですから、同じように本当はしていただきたいんですが、全てさかのぼって真っ平にしると言たって無理な話ですので、この追加分ぐらいは何とか同じにしていきたいというふうな考えの中でこういうふうな行動に出たということです。よろしいでしょうか。

1番（岩佐哲也君）この方法しかなかったというふうなお話。ただ、誤解を招くとあれなんで、ちょっと先ほどの話の中の一つフォローだけ。私は、町長が今後検討しますということで、検討してもらえるんだらうというふうな受け取ったというふうになっている。全く私の本心を分かっていないとか、読み切っていないんだらうことで申し上げますと、実際にそれを本当にとってはおけませんよ。なぜそういう話をしたかという、ここで種をばらすと具合悪いんでしょうけれども、町長に、これはおっつけどんどん追及していきますよと、追っかけますよと。検討してもらえるように追及とってはおかしいけ

れども、お話ししますよということを暗に申し上げているんですよ。表面上、言葉遣いは受け取ってもらったからという表現をしたんだけど、これは、町長も立てながら、もっと私の本心のところを見抜いてほしいんだけど、決してそういうことではありません。徹底的にやる。これはちょっと話がずれましたので、これ以上はやめますが、提出者の考えがあります。ただ、やっぱり基本的に、私は引っかけがあるのが、町長の提出権、予算の権限はあるのでね。なぜ今問題になっているのかというと、50万を100万にするべきだという議論になって、私も全く100万出すべきだ。なぜかという、3種に100万出してなぜ差をつけるのかという、原点これに限るんだけど、それ以上のごちゃごちゃは何もいらない。ところが、町長の考えは、政策以外は別でしょう、私は全くこの政策に反対なんですけど、どうもあそこは住んじやいかんところに住んでいるんだから格差つけるのは当然だみたいな感覚。それはだめだということを言っているんですけど、それは町長の考え方。我々は違うと。これも誤差があつての50万。前は100万ゼロだったんです。やっと50万円まで来たんです。そこのところを、町長には考え方を覚えてもらわなかったらば、100万につながってこない。そこのところを粘り強くやっぱり訴えていくと、で、結果に結びつけるということが私は必要じゃないかなということ。これ以上のことは言いません。今、紹介者に質疑なんで、これ以上申し上げません。これで終わります、私の質問。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。

討論は、山元町議会先例88番1項②によって、原案賛成者、原案反対者、修正案賛成者の順に行います。—— 討論はありませんか。

まず、原案賛成の方です。（「3番」の声あり）

3番竹内和彦君の発言を許します。竹内和彦君、登壇願います。

3番（竹内和彦君）はい、議長。それでは、今回の被災者への追加支援について、原案に賛成の立場から討論いたします。

被災者への支援については、これまで何度か実施されてまいりました。津波防災区域1種、2種については、当初から移転促進地域となっており、既に多くの住民は安全な内陸に移転しております。再建を果たしております。しかしながら、現地で再建されている方もいらっしゃる。今回そういうことで、現地で再建された方にさらに追加支援というふうになったわけでありまして。今回の1種、2種区域への追加支援については、これまでの被災者全体へのバランスということからも見て、そういった支援額となっております。本日提出されました修正案については、事前に議会と執行部としっかりと調整が必要ではなかったのかというふうに思います。何か別な方法があったのではないかという思いがします。いずれにしても、今回の被災者への追加支援については、これまでの経緯を踏まえれば、妥当なもの判断し、よって原案に賛成するものであります。以上です。

議長（阿部 均君）次に、原案に反対者の発言を許します。（「12番」の声あり）

12番青田和夫君、登壇願います。

12番（青田和夫君）はい、議長。私は、議案第54号平成29年度山元町一般会計補正予算（第3号）について、原案に反対の立場から討論をいたします。

その内容は、予算書18ページの津波被災住宅再建支援事業補助金について、町長が提案する1軒当たり50万円を100万円にすべきと考えるからであります。防災移転区域、いわゆる災害危険区域の設定については、我々議会としても、同じような惨事が繰り返されないよう、移転を促進する区域として定めたことは理解をいたします。ただし、この区域の設定は、津波の浸水高によって定めたものであり、被災した方々に対する支援制度に格差を設けるためではありません。現在、1種、2種区域に住まわれている方々は、他の地区で被災された方々よりも再建に相当の費用を要しており、この苦労や再建費用を考えれば、なおさらできる限りの支援を講ずるべきと考えます。

また、財源となる交付金の残りの使い道について、町長は、防災マップや集会所の備品整備に充てると言われますが、今回の補正予算にこれらの事業内容は含まれておりません。また、交付金の本来の趣旨に沿い、被災者支援に充当するべきと考えます。先日の総括質疑で、遠藤龍之議員が各種基金の残高や使い道について指摘しましたが、防災マップや備品の整備については、遠藤議員と同様、これらの基金を活用しても十分に対応が可能であると考えます。

ここ1、2年の予算審議を見ますと、たびたび修正動議が提案されますが、私は、このような状況は余りいいものだとは思っておりません。なぜならば、町民はもとより、支援をいただいている方々や多方面から、町長は、議会は、山元町は何をやっているんだと思われるからであります。

私は、このたびの補正予算を可決し、その後さらなる支援拡大を求めていこうと考えておりました。しかし、一般質問の初日に岩佐哲也議員が支援制度の拡大を質問し、2日目にも橋元伸一議員が同様の質問をいたしました。この質問に対し、今後も支援の拡大はないと、町長の考えがはっきりと確認できました。このまま原案を認めてしまえば、1種、2種区域にお住いの方々に対する支援はこれ以上見込めないと判断されます。よって、支援の金額は50万ではなく100万にすべきと考え、私は原案に対し反対といたします。

議長（阿部 均君）次に、修正案賛成者の発言を許します。（「9番」の声あり）

9番遠藤龍之君、登壇願います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。私は、ただいま提案されております議案第54号平成29年度山元町一般会計補正予算（第3号）に対する修正案に対し、次の理由から賛成の立場で討論をするものであります。

この修正案に示されている支援策の拡充については、私もこれまで、被災者には等しく生活再建等のあらゆる支援策が求められているとして、枠を超えた公的支援で生活再建支援の充実を、また、1種区域の現地再建者にも支援策をとということで、これまで議会で取り上げ、また、あらゆる機会を捉え、支援策の拡充を求めてきたところであります。同様に、この間多くの議員がそれぞれの立場から支援策の充実を訴えてきました。

さて、修正提案者の修正理由には、もともと支援内容において、1種、2種区域の世帯に対する支援金額に相当の差があり、さらには新市街地への支援策とは大きな開きがある中、不公平感は拭えない。さらに差を広げることに對し、到底納得のいく内容ではないとしておりますが、私も全く同感であります。これまで多くの議員が取り上げ、求

めてきた内容とも合致する内容のものとなっております。この求めている支援策は、山元町に住む同じ町民としてこの町に住み続けていく上で、至極当然、全く当たり前の支援内容となっております。また、先ほど来、質疑の中でもありましたが、この増額修正についての考え方、捉え方につきましては、先の全協の中でも、提案者から、この件については法に抵触はしないという説明もされております。以上のことから、ただいま提案されておりますこの修正案には賛成の立場から討論といたします。

議長（阿部 均君）ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで討論を終わります。

議長（阿部 均君）これから議案第54号平成29年度山元町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

まず最初に、修正案の採決を行います。

修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（阿部 均君）起立少数であります。

修正案は否決されました。

議長（阿部 均君）議案第54号平成29年度山元町一般会計補正予算（第3号）を引き続き採決いたします。

議案第54号平成29年度山元町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（阿部 均君）起立多数であります。

よって、原案は可決されました。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は3時55分といたします。

午後3時45分 休憩

午後3時55分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

過半数以上の出席者がおりますので、会議は成立いたしますので。

議長（阿部 均君）日程第4．議案第55号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、議案第55号平成29年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

まず、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ4,265万6,000円を追加いたしまして、総額を21億4,092万8,000円とするものでございま

す。

それでは、歳出予算からご説明させていただきます。

お手元の議案書6ページをお開きいただければと存じます。

こちらは歳出予算の補正予算事項別明細書でございます。

初めに、第1款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費についてですが、こちらにつきましましては、職員の給料、手当、共済費などの人件費です。並びに一般会計の繰出金に係る補正額、合わせて合計で613万8,000円を計上しております。こちら、人件費につきましましては、例年9月補正で行っております人事異動に伴う補正でありまして、一般会計同様、当初予算の計上については、ことしの1月1日現在における人員に合わせまして人件費を組んでおりますが、その後、4月1日付の人事異動がありましたので、その人事異動後の人員より置きかえた額の補正額となっております。合計で163万7,000円を計上してございます。

次に、同じ同目内の28節繰出金についてですが、こちらは、一般会計に繰り出しを行う補正額でありまして、昨年度、当広報会計に一般会計からあらかじめ見込み額として繰り入れを行ってございました人件費とか、出産育児一時金とかのルール分の繰入金について、決算額に基づいた精査を行って、一般会計に今年度戻し入れをします。その額を確定しておりますので、今年度の繰出金として補正額の450万1,000円を計上してございます。

次に、第3款後期高齢者支援金から、次ページになります、次ページの中段、第6款介護納付金までの納付金等については、社会保険診療報酬支払基金への納付金などの今年度分の額の確定に伴う増減額をそれぞれ補正額として計上してございます。なお、おのおの補正額ですが、前ページ、6ページの第3款後期高齢者支援金等で56万9,000円の減。次の第4款前期高齢者納付金等で7,000円の増。第5款老人保健拠出金で1万円減。7ページになりますが、介護納付金で538万1,000円の減を計上してございます。

次に、第11款諸支出金第1項償還金利子及び還付加算金につきましましては、平成28年度に交付を受けた各種補助金や交付金の精算に伴う償還金をそれぞれ計上するものでありまして、合計で4,247万1,000円を補正額として計上しております。

それでは、次に歳入予算の補正額についてご説明させていただきます。

お手元の議案書5ページにお戻りいただければと思います。

こちらは歳入予算の補正予算事項別明細書でございます。

それでは、初めに、第3款国庫支出金第2項国庫補助金第3目制度関係業務準備事業費補助金、こちらですが、国庫補助金の確定による増額分702万9,000円を補正額として計上してございます。

次に、繰入金です。第9款繰入金第1項繰入金第1目基金繰入金第1節財政調整基金繰入金、こちらについてですが、こちらは今回の補正に係る最終的な財源調整の結果として基金の取り崩しを戻し入れる額となります。3,539万8,000円を減額計上するものであります。

同じく第2目一般会計繰入金第2節その他一般会計繰入金については、こちらは人事異動に伴う職員人件費相当分を一般会計から繰り入れる額の増額分163万7,000円を増額補正額として計上してございます。

最後に、第10款繰越金第1項繰越金第2目その他繰越金についてですが、こちら平成28年度の本国保会計の決算剰余金の約2分の1の額を今年度に繰り越ししましたので、その繰越額の6,938万8,000円を増額補正額として計上してございます。

以上が今回の補正予算(第1号)案の内容でございます。よろしくご審査の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(阿部 均君)これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部 均君)質疑なしと認めます。

議長(阿部 均君)これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部 均君)討論なしと認めます。

議長(阿部 均君)これから議案第55号平成29年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

議案第55号は原案のとおり可決されました。

議長(阿部 均君)日程第5. 議案第56号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長(桔梗俊幸君)はい、議長。それでは、議案第56号平成29年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

まず、今回の補正の規模でございます。歳入歳出それぞれ250万1,000円を追加いたしまして、総額を1億6,851万1,000円とするものでございます。

それでは、こちら後期高齢の特別会計につきましては、歳入予算のほうからご説明させていただきます。

お手元の議案書5ページをお開きいただければと存じます。

こちら第4款繰越金第1項繰越金第1目繰越金についてですが、こちらにつきましては平成28年度、昨年度の当後期高齢者医療の特別会計の決算剰余金全額を今年度に繰り越ししましたので、その繰越額250万1,000円を増額補正額として計上するものであります。

次に、下段6ページです。

こちら歳出のほうになります。

第3款諸支出金第2項繰出金第1目一般会計繰出金です。こちらについてですが、こちらはただいま歳入のほうでご説明申し上げました28年度の当後期高齢特別会計の決算剰余金を一旦入れるんですが、一般会計戻し入れを行うため、一般会計への繰出金として歳入と同額の250万1,000円を増額計上するものでございます。

以上が今回の補正予算（第1号）案の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜わりますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第56号平成29年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第56号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第6. 議案第57号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。次に、議案第57号です。平成29年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

こちら、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ6,413万4,000円を追加いたしまして、総額を14億910万円とするものでございます。

こちらは、歳出予算のほうからご説明させていただきます。

お手元の議案書6ページになります。お開きいただければと存じます。

こちら第1款総務費です。こちら一般会計、国保会計同様でして、人件費の補正を行ってございます。合計で1,722万1,000円を計上してございます。

なお、次の第3款地域支援事業費第2項一般介護予防事業費第1目一般介護予防事業費、こちらの減額補正額26万3,000円。こちらにつきましても、同じく人事異動に伴う人件費の減額補正額となっております。

次に、第5款諸支出金第1項繰出金第1目一般会計繰出金。こちらについてですが、こちらは一般会計に繰り出しを行う補正額でございまして、昨年度、当介護会計に一般会計からこちらと同じく国保同様、あらかじめ見込み額として繰り入れを行っておりました人件費や事務費などの繰入金につて、決算額に基づく精算を行い、一般会計に戻し入れをする額を確定し、今年度の会計の繰出金として1,643万2,000円を増額補正額として計上してございます。

次に、同じく第5款の第2項償還金及び還付金につきましては、平成28年度に交付を受けた各種負担金、補助金の精算に伴う償還金をそれぞれ計上しているものでありまして、次のページになりますが、合計で3,074万4,000円を増額補正額として

計上してございます。

次に、歳入の補正額になります。

こちら、議案書5ページにお戻りいただければと存じます。

こちら初めに第7款繰入金第1項繰入金第1目基金繰入金第1節介護保険事業基金繰入金。こちらについてですが、こちらは今回の補正に係る最終的な財源調整の結果として基金取り崩し額として1,557万2,000円を増額計上しているものでございます。同じく第2目一般会計繰入金については、人件費の組み替えに伴う増額分、補正一般会計からの繰り入れになりますが、1,722万1,000円を増額補正額として計上してございます。

最後に、第8款繰越金、こちらについてです。こちら平成28年度当介護会計の決算剰余金の約2分の1の額を今年度に繰り越ししてきましたので、その繰越額3,134万1,000円を増額補正額として計上してございます。

以上が今回の補正予算(第1号)の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(阿部 均君)これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部 均君)質疑なしと認めます。

議長(阿部 均君)これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部 均君)討論なしと認めます。

議長(阿部 均君)これから議案第57号平成29年度山元町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(阿部 均君)異議なしと認めます。

議案第57号は原案のとおり可決されました。

議長(阿部 均君)日程第7. 議案第58号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長(大橋邦夫君)はい、議長。それでは、議案第58号平成29年度山元町水道事業会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

初めに、1、2ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の、まずは収入について申し上げます。

1款水道事業収益2項営業外収益13万5,000円の増額は、人件費分の補正となっておりますので、こちら説明は省略させていただきます、

雑収益100万円の増については、議案第53号で可決いただいた自動車事故の損害賠償金の財源として、日本水道協会からの賠償責任保険金収入見込み額を増額措置する

ものでございます。

次に、収益的収入および支出の支出について申し上げます。

1 款水道事業費 1 項営業費用において、こちらも繰り返しになりますが、議案第 53 号で可決いただいた自動車事故において、相手方に支払うべき自動車損害賠償金 188 万 2,000 円を増額措置するものでございます。

総係費 70 万 5,000 円の減額については、人件費分の補正となっておりますので、こちらは省略させていただきます。

次に、資本的収入及び支出の収入について申し上げます。

1 款資本的収入 6 項その他収入は、山元東部地区補助整備事業に伴う水道管移設工事の補助金を 3,700 万円増額するものでございます。

次に、資本的収入及び支出の支出について申し上げます。

1 款資本的支出 2 項建設工事負担金は、坂元川愛宕橋架け替えに伴う上水道移設工事の負担金を 1,200 万円増額するものです。

次に、資本的収入および支出の支出について申し上げます。

こちらは、補正予算附属資料 13 ページをご覧くださいと思います。

1 款資本的支出 1 項建設改良費は坂元川愛宕橋架け替えに伴う上水道移設工事請負費を 1,200 万円増額するものです。詳細については、附属資料の 13 ページをご覧くださいと思います。

補正予算書の 1,2 ページにお戻りください。

132 万 6,000 円の増額については、人件費の補正となっておりますので、こちらについても説明は省略させていただきます。

最初のページをお開きください。

第 2 条、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入、第 1 款水道事業収益 113 万 5,000 円増額し、総額 4 億 6,461 万 2,000 円とするものです。

支出、第 1 款水道事業費 117 万 7,000 円増額し、総額 4 億 2,926 万 3,000 円とするものです。

第 3 条、予算第 4 条中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 4,826 万 1,000 円を 1 億 4,958 万 7,000 円に。当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 597 万 2,000 円を 597 万円に。当年度分損益勘定留保資金 2,749 万円を 2,881 万 8,000 円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入、第 1 款資本的収入 1,200 万円増額し、総額 1 億 8,000 万 9,000 円とするものです。

支出、第 1 款資本的支出 1,332 万 6,000 円増額し、総額 3 億 2,968 万 6,000 円とするものです。

第 4 条、予算第 9 条に定めた職員給与費を記載のとおり改めるものです。

第 5 条、予算第 10 条に定めた他会計からの繰入金に記載のとおり改めるものです。

失礼いたしました。第 3 条の資本的収入の説明に誤りがありましたので、繰り返し説明いたします。

収入、第1款資本的収入1, 200万円増額し、総額1億8,009万9,000円とするものです。失礼いたしました。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第58号平成29年度山元町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第58号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第8. 議案第59号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、議案第59号平成29年度山元町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

初めに、1、2ページをお開き願います。

収益的収入および支出の支出について申し上げます。

1款下水道事業費1項営業費用において、総係費268万2,000円の増額は、人件費分の補正となっておりますので、説明は省略させていただきます。

次に、資本的収入及び支出の収入について申し上げます。

こちらについては、補正予算の附属資料14ページ、最後のページをあわせてご覧ください。

1款資本的収入1項企業債は、工事請負費の増額に伴い下水道事業債9,250万円を増額するものです。

次に、4項国庫補助金は、同じく工事請負費の増額に伴い、社会資本整備総合交付金9,250万円を増額するものです。

次に、資本的収入及び支出の支出について申し上げます。

1款資本的支出1項建設改良費は、坂元地区農集排区域の公共下水道編入工事について、県との打ち合わせにより、本年度の事業費において来年度に予定しておりました補助事業費を前倒しで確保できることになったため、その事業費1億8,500万円を増額するものです。また290万8,000円の減額は、人件費の補正となっておりますので、こちらは説明は省略させていただきます。

予算書の最初のページをお開きください。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。なお、運転資金に充てるため、資本費平準化債2,110万円を借り入れるとするものです。

支出、第1款下水道事業費268万2,000円増額し、総額5億4,221万円とするものです。

第3条、予算第4条中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億3,955万3,000円を2億3,664万5,000円に。当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額395万5,000円を1,546万4,000円に。当年度分損益勘定留保資金4,326万7,000円を775万円に改め、当年度分損益勘定留保資金775万円の次に運転資金等として借り入れた企業債2,110万円を加え、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入、第1款資本的収入1億8,500万円増額し、総額6億5,740万4,000円とするものです。

支出、資本的支出1億8,209万2,000円増額し、総額8億9,404万9,000円とするものです。

第4条、予算第6条を次のように改める。建設改良費の増額に伴い企業債の借入限度額を記載のとおり改めるものです。

第5条、予算第9条に定めた職員給与費を記載のとおり改めるものです。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第59号平成29年度山元町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第59号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第9. 同意第4号を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。同意第4号監査委員の選任につき同意を求めることについてご説明いたします。

提案理由でございますが、現委員の淀川 昭氏は、今年30日をもって任期満了とな

りますことから、引き続き淀川氏を選任するに当たり、議会の同意を求めるため提案するものであります。

ご理解の上ご同意賜りますよう、よろしく願い申し上げます。以上でございます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので、山元町議会先例 91 番により討論を省略します。

議長（阿部 均君）これから同意第 4 号監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、同意第 4 号は同意することに決定しました。

議長（阿部 均君）日程第 10. 同意第 5 号を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。同意第 5 号教育委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明いたします。

提案理由でございますが、現委員の荻原美智絵氏は、今年 30 日をもって任期満了となりますことから、引き続き荻原氏を任命するに当たり、議会の同意を求めるため提案するものであります。なお、任期につきましては、本来的には 33 年 9 月末日までとなるわけでございますが、今回の案件につきましては平成 31 年 3 月 31 日までとするものでございます。これにつきましては、平成 27 年の地方教育法の改正に伴いまして、各教育委員の任期終了の時期が重ならないように 30 年度末までに調整することとされていることに対応したものであります。

ご理解の上ご同意賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので、山元町議会先例 91 番により討論を省略します。

議長（阿部 均君）これから同意第 5 号教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて

採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、同意第5号は同意することに決定しました。

議長（阿部 均君）日程第11. 同意第6号を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。同意第6号固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてご説明いたします。

提案理由でございますが、現委員である前副町長の嘉藤俊雄氏から、今年30日をもって職を辞する旨の申し出がありましたので、その後任者として現副町長の武田健久氏を選任するに当たり、議会の同意を求めるため提案するものであります。

ご理解の上ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので、山元町議会先例91番により討論を省略します。

議長（阿部 均君）これから同意第6号固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、同意第6号は同意することに決定しました。

議長（阿部 均君）日程第12. 同意第7号から日程第14. 同意第9号までの3件を一括議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、固定資産評審査委員会委員の3名の方の任期が満了となりますことから、このたび選任に同意を求めるものでございますが、順次提案申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

まず最初に、同意第7号でございますが、固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについてご説明いたします。

提案理由でございますが、現委員の齋藤忠男氏が、今月30日をもって職任期満了となりますことから、引き続き齋藤氏を選任するに当たり、議会の同意を求めるため提案するものであります。

ご理解の上ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、同意第8号固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについてご説明いたします。

提案理由でございますが、現委員の渡邊信夫氏が、今月30日をもって職任期満了となりますことから、引き続き渡邊氏を選任するに当たり、議会の同意を求めるため提案するものであります。

ご理解の上ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、同意第9号固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについてご説明いたします。

提案理由でございますが、現委員の森建夫氏が、今月30日をもって職任期満了となりますことから、引き続き森氏を選任するに当たり、議会の同意を求めるため提案するものであります。

ご理解の上ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので、山元町議会先例91番により討論を省略します。

議長（阿部 均君）これから同意第7号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、同意第7号は同意することに決定しました。

議長（阿部 均君）これから同意第8号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、同意第8号は同意することに決定しました。

議長（阿部 均君）これから同意第9号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、同意第9号は同意することに決定しました。

議長（阿部 均君）日程第15．議案第32号を議題とします。

本案件は、6月7日産建教育常任委員会に付託し、本定例会までの審査としておりましたが、審査が終了し、同委員会委員長から報告書が提出されましたので、委員長から報告を求めます。産建教育常任委員会委員長竹内和彦君、登壇願います。

産建教育常任委員会委員長（竹内和彦君）はい、議長。委員会審査報告。

本委員会は平成29年6月7日に付託された事件を審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、山元町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

議案第32号、件名、山元町農業委員会の委員及び山元町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例。

審査の結果、可決すべきもの。

山元町議会議長阿部 均殿、産建教育常任委員会委員長竹内和彦。以上でございます。

議長（阿部 均君）これから委員長報告に対する質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第32号山元町農業委員会の委員及び山元町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例について採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第16．認定第1号から日程第21．認定第6号までの6件を一括議題とします。

認定第1号から認定第6号までにつきましては、9月8日に決算審査特別委員会に付託し、会期中の審査としておりましたが、審査が終了し、報告書が提出されましたので、委員長から報告を求めます。決算審査特別委員会委員長遠藤龍之君、登壇願います。

決算審査特別委員会委員長（遠藤龍之君）各種会計決算認定についての委員長報告について、皆さんのお手元に配布されております特別委員会審査報告書をもって報告といたします。

認定第1号平成28年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号平成28年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号平成28年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号平成28年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号平成28年度山元町水道事業会計決算認定について、認定第6号平成28年度山元町下水道事業会計決算認定について。

本委員会は平成29年9月8日付で付託された議案を審査の結果、次の意見をつけ原案のとおり認定すべきものと決定したので、山元町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

特に留意すべき意見として、①行政執行において、町長は町民の声を重視し、議会を尊重した対応をすべきである。②新浜諏訪原線の事業に遅れが見られ、事業の増額が確認された。事業変更については、住民、議会への責任ある説明、計画の見直しを想定した取り組みをすべきである。③坂元地区の保育所建設は繰越事業となったが、予算執行が適正かつ効率的に実施されたかが疑問である。一日も早い事業着手を図りたい。以上、特別委員会審査報告といたします。

山元町議会議長阿部 均殿、決算審査特別委員会委員長遠藤龍之。以上であります。

議長（阿部 均君）これから委員長に対する質疑を行うわけですが、決算審査特別委員会は、議長、議会選出監査委員を除く全員が所属しておりますので、質疑は山元町議会先例85番により省略します。

議長（阿部 均君）これから認定第1号平成28年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから認定第1号平成28年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

認定第1号については認定することに決定しました。

議長（阿部 均君）これから認定第2号平成28年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出

決算認定について討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから認定第2号平成28年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

認定第2号については認定することに決定しました。

議長（阿部 均君）これから認定第3号平成28年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから認定第3号平成28年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

認定第3号については認定することに決定しました。

議長（阿部 均君）これから認定第4号平成28年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから認定第4号平成28年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

認定第4号については認定することに決定しました。

議長（阿部 均君）これから認定第5号平成28年度山元町水道事業会計決算認定について討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから認定第5号平成28年度山元町水道事業会計決算認定について採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

認定第5号については認定することに決定しました。

議長（阿部 均君）これから認定第6号平成28年度山元町下水道事業会計決算認定について討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから認定第6号平成28年度山元町下水道事業会計決算認定について採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

認定第6号については認定することに決定しました。

議長（阿部 均君）日程第22. 常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会の選任については、山元町議会委員会条例第6条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。常任委員会の任期は平成29年11月12日までであります。山元町議会先例104番により、任期満了前の定例会最終日に後任委員の選任を行い、正副委員長を内定することとされております。

初めに、総務民生常任委員会と産建教育常任委員会の委員を指名します。

お諮りします。

総務民生常任委員に、2番渡邊千恵美君、5番伊藤貞悦君、7番菊地康彦君、8番大和晴美君、9番遠藤龍之君、12番青田和夫君、以上のとおり指名します。

産建教育常任委員に、1番岩佐哲也君、3番竹内和彦君、4番岩佐孝子君、6番岩佐秀一君、10番高橋建夫君、11番橋元伸一君、以上のとおり指名します。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり、それぞれ常任委員に信任することに決定しました。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩とします。

休憩中に総務民生常任委員会は第1委員会室で、産建教育常任委員会は第3委員会室で、議会広報・広聴常任委員会は総務民生常任委員会、産建教育常任委員会終了後、第1委員会室において各常任委員会を開催し、委員長及び副委員長を互選し、その意結果を議長まで報告願います。

午後4時43分 休憩

午後5時50分 再開

議長（阿部 均君）休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）次の日程に入る前に、議会広報公聴常任委員会が選任されましたので、その結果を報告します。

議会広報・広聴常任委員に、2番渡邊千恵美君、4番岩佐孝子君、6番岩佐秀一君、8番大和晴美君、11番橋元伸一君、以上のとおり指名します。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり、議会広報公聴常任委員に信任することに決定しました。

議長（阿部 均君）各常任委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告します。

総務民生常任委員会委員長に伊藤貞悦君、同副委員長に渡邊千恵美君、産建教育常任委員会委員長に高橋建夫君、同副委員長に橋元伸一君、議会広報・広聴常任委員会委員長に岩佐秀一君、同副委員長に大和晴美君、以上のとおり内定されました。

議長（阿部 均君）日程第23．議会運営委員会の選任を行います。

議会運営委員の選任については、山元町議会委員会条例第6条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。

お諮りします。

5番伊藤貞悦君、6番岩佐秀一君、7番菊地康彦君、10番高橋建夫君、11番橋元伸一君、以上の5人を議会運営委員に指名します。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり、議会運営委員に選任することに決定しました。

議長（阿部 均君）次に日程に入る前に、議会運営委員会委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告します。

議会運営委員会委員長に菊地康彦君、同副委員長に伊藤貞悦君、
以上のとおり内定されました。

各委員会の任期については、平成29年11月13日からとなります。

議長（阿部 均君）日程第24. 閉会中の継続調査申し出について議題とします。

各常任委員会委員長から、山元町議会会議規則第74条の規定によりお手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会委員長からの申し出のとおり、また、内定しております議会運営委員会については会期日程等の調査の件を閉会中の継続調査にすることにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長からの申し出のとおり、また、内定しております議会運営委員会については会期日程等の調査の件を閉会中の継続調査にすることに決定しました。

議長（阿部 均君）日程第25. 議員派遣の件を議題とします。

地方自治法第100条第13項及び山元町議会会議規則第126条の規定により、お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りしましたとおり、議員派遣の件は決定されました。

お諮りします。

ただいま決定されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、変更を要するときの取り扱いは議長一任とすることに決定いたしました。

議長（阿部 均君）これで本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第3回山元町議会定例会を閉会します。

大変ご苦勞さまでございました。

午後5時54分 閉会
